

第百九十二回
国会

参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第六号

平成二十八年十一月十八日(金曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。
委員長
理事

林 芳正君

内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

委員の異動
十一月十六日

辞任

杉尾 秀哉君
宮崎 勝君
木戸口英司君

補欠選任

藤田 幸久君
高瀬 弘美君
福島みずほ君

十一月十七日

辞任

佐藤 啓君
中西 哲君
平野 達男君
藤木 眞也君
山田 俊男君
田名部匡代君
浜口 誠君
藤田 幸久君
眞山 勇一君
高瀬 弘美君
平木 大作君
山添 拓君
藤巻 健史君
福島みずほ君
行田 邦子君
中山 恭子君

補欠選任

青山 繁晴君
堂故 茂君
今井絵理子君
小川 克巳君
高野光二郎君
野田 国義君
宮沢 由佳君
江崎 孝君
川合 孝典君
佐々木さやか君
谷合 正明君
井上 哲士君
石井 苗子君
青木 愛君
薬師寺みちよ君
中野 正志君

委員

石井 準一君
二之湯武史君
福岡 資麿君
三宅 伸吾君
山田 修路君
小川 勝也君
大野 元裕君
浜田 昌良君
紙 智子君
青山 繁晴君
今井絵理子君
小川 克巳君
古賀友一郎君
佐藤 正久君
進藤金日子君
高野光二郎君
高橋 克法君
滝波 宏文君
堂故 茂君
徳茂 雅之君
中西 祐介君
堀井 巖君
舞立 昇治君
松川 るい君
吉川ゆうみ君
渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君
相原久美子君
石上 俊雄君
江崎 孝君
徳永 エリ君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

参考人

岐阜大学応用生物科学部教授

明治大学農学部准教授

九州大学准教授

荒幡 克巳君

作山 巧君

磯田 宏君

野田 国義君

藤末 健三君

宮沢 由佳君

河野 義博君

熊野 正士君

佐々木さやか君

谷合 正明君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

片山 大介君

儀間 光男君

青木 愛君

薬師寺みちよ君

中山 恭子君

本日の会議に付した案件

○公聴会開会承認要求に関する件

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第百九十二回国会衆議院送付)

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百九十二回国会衆議院送付)

○委員長の御異議ないことを認めます。

つきましては、公述人の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長の御異議ないことを認めます。

つきましては、公述人の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案件を一括して議題といたします。

本日は、両案件の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、岐阜大学応用生物科学部教授荒幡克己君、明治大学農学部准教授山巧君及び九州大学准教授磯田宏君でございます。

この際、参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考になりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事の進め方でございますが、荒幡参考人、山参考人、磯田参考人の順序で一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

御発言の際は挙手をしていただき、その都度委員長長の許可を得ることとなっておりますので、御承知をおください。

なお、御発言は着席のままでも結構でございます。

それでは、まず荒幡参考人をお願いいたします。荒幡参考人。

○参考人(荒幡克己君) 御紹介いただきました岐阜大学の荒幡でございます。座らせていただきます。

初めに、本日このような場で発言の機会を与えていただきましたこと、深く感謝申し上げます次第です。

私は、農業経済学、特にその中でも水田農業を中心に研究しております。本日は、このような視点からの見方に限られますが、少しでも御審議のお役に立てるような知見を提供できればと考えておりますので、よろしく願っています。

お手元には三枚ほどの資料を用意しております。一枚目は全体の発言要旨、二枚目以降がそのバックデータ等でございます。一枚目に示しました順序に沿って御説明させていただきます。

まず初めに、世界の農産物貿易の現状について見ていきます。二枚目のグラフがそのバックデータです。これは、世界の農産物貿易の動向として、ある国が同じものを輸入もすれば輸出もするという双方向の貿易がどれだけ進んできたかを表す指数でございます。これは、例えば日本がパソコンを輸出する、その一方で同じ金額だけ輸入もするということになりまして、一・〇になります。輸出ばかりで一切輸入しない、この場合はゼロでございます。半分だけ輸入すれば〇・五ということ、資料のバックデータの縦軸の数字が、〇・七が一番上に来ておりますが、その数字でございます。

この双方向の貿易は、工業製品では既にかなり前から当たり前のように行われております。例えば、日本が自動車アメリカに輸出して、アメリカも同様に日本に輸出するということが行われてきたわけでございます。

ところが、農産物では必ずしも当たり前ではなかったわけであります。このグラフの最初の一九七〇年代の数字を見ますと、大変低くなっておりまして、これはそのことを表しております。しかし、ここに表しました農産物、すなわちタマネギ、トマト、オレンジ、牛肉、豚肉、チーズ、それから米、いずれの品目も、牛肉だけはBSEの件がありましたのでちょっと変則的な動きがありますが、それ以外はいずれも数字が上昇、右肩上りになっております。

この双方向の貿易の例として、例えばアメリカは、御承知のように、今回のTPP交渉では日本

に強く牛肉の輸入、すなわちアメリカにとつての輸出を迫ったわけでございますが、そのアメリカは、オーストラリアから大量にコンビーフ用の低品位の牛肉を輸入しております。

では、なぜ農産物でも双方向の貿易が進んだのか。それは、食文化の交流、それから食品市場で高品質と低品質の製品の差別化、これが進んで、それに応じて生産分担も進んだからであります。

それでは、今後、自動車の貿易のように、つまり工業製品の貿易のようになっていくかということでございますが、注意しなければならぬ点がございます。製造業の品目も含めて全ての品目でこの指数を計測しますと、大体〇・六ぐらいになります。グラフの数字で確認していただくと分かるんですが、〇・六辺りのところに來ます。つまり、これと比較しますと、農産物ないしは食料では、ここに示した中では最も高いチーズでも〇・五五程度で、ほかの品目は〇・三とか低い数字でございます。ちなみに米は〇・一五程度であります。製造業と相当な違いがあるということでございます。

いかに双方向の貿易が進んだとはいえ、自然条件に左右されるのが農業でございます。したがって、レジュメの方に書いておりますが、工業製品と同様に双方向貿易、つまり輸出もする、輸入もするということが増加する傾向にはあるんですが、しかし同じ水準にはならないという、この両面性を理解することが重要であると私は考えております。

こうしたことも踏まえながら、今回御提案されているTPP協定の承認と関連法案の是非につきましては私の姿勢をお示いたしますと、レジュメの方に書いてございますが、今後、長期的に見て農産物でも一層の貿易拡大は避けられないという認識に立てば、関税等の国境措置を選択的、重点的に維持しつつも、短期的影響を回避した上で、品目に応じて可能なものは長期的、漸進的にそれらを削減する、その一方で、国内対策を競争

力強化に重点を置いて実施する、輸出振興もまた同時に推進していくということは、方向としては妥当と考えます。

私は、交渉結果と国内対策をセットとして見るならば賛成の立場に立つものであります。ただし、そこで重要なことは、あくまで適切かつ十分な国内対策の充実が前提であります。

そこで、以下では、国内対策の具備すべき要件を三点ほど述べたいと思います。なお、国内対策といってもいわゆる産業政策の部分と地域社会政策としての部分がございまして、以下では産業政策の方に、しかもその中でも競争力強化という論点に絞って述べさせていただきます。

第一に、既に述べましたように、今回の交渉結果は、国境措置における削減までの期間を十分に長く確保したということが高く評価できる点でございます。これは農業という産業分野の特質として極めて重要であります。どんなにバイオテク等によつて新品種開発の速度が速まっても、現場では作物は生産者は一年に一回しか試することができないというのは今も昔も変わらないわけでございます。そこで、国内対策もまたこれに対応して、是非とも息の長い取組としていただきたいと考えております。

思い起こしますと、二十年前ですね、約二十年前に、ガット・ウルグアイ・ラウンドの締結後、関税猶予の例外措置で五年後に再交渉というような話がありましたので、五年後までに対策をという、非常にそういうフレーズが当時の政府の文書の各所に見受けられました。このためもあってちよつと短期間という雰囲気があったわけでございますが、今回は是非とも、そうではなく、息の長い本腰を入れた競争力強化の対策を継続してほしいと考えております。

第二に、競争力強化といえますと、農業分野を専門とする方以外ではどうしても、商工業分野での単純なシナリオ、すなわち市場原理に従い厳しい環境にさらせば、中小規模の競争力の弱い経営が淘汰され、強い大規模だけが生き残り、競争力

が強化されるというシナリオを描きがちであり
す。しかし、これは農業ではうまくいかないわけ
であります。

二枚目の下の表はこのことを示すデータです。
一番左は、畜産、園芸等を全て含めた全営農類型
の指標です。この場合、集約的経営もありま
す。で、面積を指標として表すことは不適切です。そ
こで、保有労働力を尺度として、専従者がいるか
いないかによって分類しております。右の二つの
指標は、水田作経営に絞った指標であり、規模に
よって数字を見ております。

いずれのデータでも、いわゆる大規模経営ない
し専業経営は農業では財務体質が弱い、小規模兼
業農家の方がかえって財務体質が強いという、商
工業とは皮肉にも逆の関係になっているわけでご
ざいます。このため、単純なやり方ではなくて、
単純なやり方をやりますと、大規模農家の方が打
撃を受け、小規模安定兼業農家だけが生き残ると
いう、競争力強化の視点からは望ましくない方向
に変化してしまうわけでございます。したがって
て、そうではない、大規模にターゲットを絞って
強化策を講ずるということが重要でございます。

第三に、日本産農産物は高品質という過信は禁
物という点を指摘したいと思ひます。

一般に、競争力は、価格競争力と非価格競争
力、これは品質であるとかブランドであるとかで
ございますが、この二つから構成されます。確か
に贈答品などでは高くても売れるという状況はあ
りますが、今後一層の輸出増加を図ろうとするな
らば、その下の中間層の日常の食料消費として日
本からの輸出を拡大することが不可欠でありま
す。

その場合、例えば米を例に取りますと、海外で
は、私がデータにより計測しましたところ、かな
り価格に反応しておりますし、また業界紙を見て
も、実際に卸で輸出を手掛ける業者の方が指摘し
ていることと一致します。価格に反応しているん
だということですね。したがって、是非、価格競
争力の方を高めていく、こちらの方をやってはし

いというわけでございますが。

そこでポイントとなるのはコストダウンであり
ます。コストダウンで重要なことは、日本が幾ら
コストダウンしても、それ以上の速度で海外が進
めば競争力は劣化するわけでございます。

三枚目の上に示しましたグラフ、これは日米の
米生産費の比較でございます。為替レートの影響
を取り除いております。折れ線が上昇すれば日米
のコスト倍率が高まり、日本米が割高になる。つ
まり、競争力が劣化したということでありま
す。下降すれば競争力が挽回できたということであ
ります。

これを見ますと、四十年間トータルとしては日
本の米の競争力は残念ながら劣化したわけござ
います。この間、日本の稲作では相当努力いたし
まして労働時間の大幅短縮とかが実現しているわ
けでございますが、それよりもアメリカがもつと
コストダウンしたということでありま
す。元々大
大な国土を有するアメリカに日本が作付け規模等
で劣っていることは事実でありま
すが、せめて差
を広げられないようにしたいと思ひわけでありま
す。これは日本人として残念なことですが、事実
であります。

ここで私が特に強調したいことは、常に世界を
見て競争力を磨いていく必要があるということ
でございます。コストダウンの手法としては、直ま
き、あるいはほかに幾つかござい
ますが、他品
種の組合せによる作付け分散を図るとか、こうい
うことも是非やっていただきたいと思ひます。

ところで、今御覧いただきま
したグラフの一番
下の折れ線ござ
います。これは
アメリカと同じ
ぐらゐ単収が増
加したならば実
現したであろう
コスト比率です
。すなわち、ア
メリカが単収が
増加したにもか
かわらず、日本
ではその間余り
増加しなかつた
。よって、生産
物当たりのコス
トでは劣化した
わけでありま
す。

実際、世界の農業では単収増加が進んでおりま
す。例えば米を例に取りますと、アメリカ・カリ

フォルニアでは、最近十五年間で玄米換算で毎年
十四・八キロの増加を記録しております。この
間、日本は五百三十キロ程度で、余り増えてい
ないわけでございます。こうしたこともあって、大
変残念な結果なんです。世界の稲作ランキング
で見ますと、単収ではちよつと下がつてしまつた
ということでございます。

この単収が余り上がらないという現象は、日本
国内の市場だけを見ると、消費者はおいしい米が
欲しい、高品質の米が欲しい、需給は過剰さ
みである。高い単収を狙うと過剰在庫を招いて、か
えって生産者は所得減も危惧されるということ
で、余り高単収を狙わないというところは妥当な行
動であります。しかし、一たび目を海外に転じま
すと、ほかとの違いが分かるわけでございます。

ただ、御存じの方も多いと思ひますが、かつて
日本では米作日本一表彰事業がござい
ました。こ
こでは、いわ
ゆる一ト
ン取り、最
高は千五
十二キ
ロという秋
田県工藤
さんの記
録がござ
います。こ
れだけの潜
在的な技術
が日本には
あるわけ
でございます
。当面は過
剰生産をす
ると価格
低下が危
惧されるの
ですが、長
期的には非
高単収を
狙っていた
で、コスト
ダウンを
図つてほ
しいと思ひ
わけござ
います。

以上をもちまして私の意見陳述を終わります。
ありがとうございます。

○委員長(林芳正君) ありがとうございます。

次に、作山参考人をお願いいたします。作山参
考人。

○参考人(作山巧君) 今御紹介をいただきました
明治大学農学部で作山でございます。

本日は、意見陳述の機会をいただき、光栄に存
じます。

私は、現在、大学で貿易交渉や貿易協定を中心
とする研究と教育に従事しておりますけれども、
も、三年前までは農林水産省に在籍をしておりま
して、行政官として二十五年間勤務をいたしました。
農水省では通算で十年近く貿易交渉を担当い
たしまして、例えば世界貿易機関、WTOのドー

ハ・ラウンド交渉、スイスなどとの経済連携交
渉、これはEPAです、それからEUとのEPA
交渉に向けた協議などにも従事をいたしました。
特に、二〇〇八年から二〇一二年にかけては国際
交渉官として、またその一時期は内閣官房に併任
となり、日本のTPP参画協議などにも従事をい
たしました。

本日は、こうした私の実務経験と研究成果を踏
まえて、TPP協定に関する意見を述べさせ
ていただきます。

私のTPP協定に対する基本的な立場は、必ず
しも反対というものではないと思ひます。

私がかつて従事をしましたWTOでの交渉が進
展しない中で、次善の策はTPPのような有志国
間での自由貿易協定、FTAしかないのが現状で
あります。また、TPPの持つ政治的、戦略的な
意義も否定できません。例えば、私は二〇〇九年
にチエコでEUとの協議に参加しましたけれど
も、EU側は日本とのEPA交渉には極めてその
当時消極的でした。しかし、日本がTPP交渉に
参加すると、一転して積極的な姿勢に転じたのも
目の当たりにしております。このように、TPP
がほかのメガFTAを推進するてことになるという
意味で戦略的な効果を持つてゐることは事実と考
えております。

こうした中で、TPPをめぐる論議で私が残念
に感じておりますのは、いわゆる賛成派はTPP
のメリットのみを喧伝し、いわゆる反対派はTPP
の問題点のみをあげつらつてゐる点でありま
す。私は、TPP協定は日本にとってメリットも
デメリットもあると思ひておりますから、その両
者を冷静に見極めるべきでありまして、研究者は
その判断材料を提供するのが使命だといふふう
に考えております。

その上で、私が問題視しておりますのは、TPP
協定の内容そのものよりも、国民への説明に関
する政府の姿勢であります。

私は、政府は実際には政治的、戦略的な理由で
TPPを推進しているにもかかわらず、国民に対

してはその経済的なメリットを過大に説明しているというふうに考えています。また、合意されたTPP協定に対しては生産者の皆さんを中心に多くの懸念が出されているにもかかわらず、政府の説明や情報公開は依然として不十分だというふうに考えております。

このため、本日は、時間も限られておりますので、この問題に絞って意見を述べさせていただきます。

問題点の第一ですが、政府によるTPPの農林水産業への影響試算が大きくぶれているという点であります。

配付資料を用意してございますので、配付資料の二ページを御覧ください。

農水省は二〇一〇年、全世界に対して関税を全廃すると生産額が四・五兆円減少し、供給熱量ベースの食料自給率が一四％に低下するという試算を発表しました。次に、安倍首相がTPP交渉参加を表明した二〇一三年には、TPP参加国に対して関税を全廃すれば生産額が三兆円減少し、食料自給率は二七％に低下するとの試算を出しました。これに対して、大筋合意後の二〇一五年には、TPP合意を反映した市場開放によって生産減少額は最大でも二千億円にとどまり、三九％の食料自給率も維持されるという、それまでとは著しく異なる試算を示しております。

ここで試算の細かな想定に立ち入ることは差し控えたと思います。しかし、生産者にとっては二〇一〇年や二〇一三年の影響試算の衝撃が非常に強く、TPPによって農林水産業に壊滅的な影響が出るという固定観念が形成されたと考えられます。また、二〇一三年と二〇一五年の試算を比較すると、例えば加工用トマトのように、関税撤廃という想定は同一にもかかわらず、生産量の減少率が一〇％からゼロ％に変更された品目も見られます。こうした一貫性を欠いた三つの異なる影響試算を公表した結果、合意を反映した二〇一五年の影響試算がほとんど信用されず、生産者のTPPに対する不安はいまだに解消されていない

というふうに考えます。

これら三つの影響試算は、いずれも政府の責任で出されたものです。したがって、二〇一五年の影響試算が正しいということであれば、二〇一〇年や二〇一三年の影響試算の誤りを率直に認め、どの品目でどのような過大評価がなされたのかを生産者に対して詳細に説明することによって政府に対する不信感を解消すべきだというふうに考えます。

問題点の第二は、国会決議との整合性です。

私は、今回のTPP合意は明らかに国会決議に反しており、政府はその事実を明確に認めるべきだというふうに考えています。衆参の農林水産委員会は、二〇一三年四月、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とするということを求める決議を採択いたしました。

配付資料の三ページを御覧ください。

これは、TPP合意における農林水産品の全二千三百二十八タリフライン、これは関税の細目ですけれども、の内訳を整理したもので、重要五品目でも三〇％のタリフラインで関税が撤廃されました。また、関税が撤廃されなかったのは四百四十三ラインでございます。この資料には書いてございませんが、そのうち百五十一ラインは税率を維持したものとされ、その割合は重要五品目の二六％にすぎません。

では、この税率を維持したものの、百五十六でも百五十一でもよろしいのですが、これは除外というふうに言えるのでしょうか。

配付資料の四ページを御覧ください。

これは精米の例ですが、関税割当て制度を取っている品目では、あらかじめ定められた輸入量に適用される枠内税率とそれを超えた輸入に適用される枠外税率があるため、タリフラインは二本あります。

私は、本年三月の学会発表で、税率を維持したとされるこの百五十一ラインは、実は全てが関税

割当て品目の枠内又は枠外のいずれかである旨を指摘いたしました。つまり、TPP合意では、タリフライン単位で見れば税率を維持したものはありますが、枠内と枠外の二つのタリフラインを合わせた通常の品目単位で見れば税率を維持したものは一つもありません。私のこうした主張については、四月十九日の衆議院TPP特別委員会の質疑において森山農林水産大臣が、枠内税率も枠外税率も変更を加えていないものがあつたかと問われれば、それはないと答弁し、結果的に正しかつたことを認めています。

従来の日本のEPAでは、除外は、品目を単位として一切の約束から除外するという意味で用いられてきました。つまり、森山大臣の答弁は、国会決議が求めた除外がTPP合意にはないことを認めたものです。それでも政府は依然として、国会決議の趣旨に沿う合意を達成できたと答弁し続けています。これを詭弁と言わずして何なのでしょうか。

TPP合意に除外が皆無な以上、国会決議は一〇％守られていないことは明白です。この点は、日本とオーストラリアとの経済連携協定、日豪EPAですが、と比較すればより明確となります。日豪EPAでは、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目は除外又は再協議とする二〇

〇六年の衆参の農林水産委員会の決議にもかかわらず、牛肉等で関税削減を約束いたしました。しかし、米のように明示的に除外とされた品目もあり、米のように明示的に除外とされた品目もありますから、決議が守られた面もあるわけです。つまり、今回のTPP合意のように国会決議が一〇％守られなかった事例を私は寡聞にして存じ上げません。

問題点の第三は、TPP交渉に関する政府の情報公開の在り方についてであり、私はいまだ不十分であるというふうに考えております。政府は、TPP交渉参加時に締結した秘密保持契約を理由に、交渉経過に関する情報公開を拒んでいます。ここで、配付資料の五ページを御覧ください。

これは、ニュージーランド政府が公表した秘密

保持契約の抜粋でありまして、交渉に係る文書などをTPP協定発効後四年間は秘匿するという旨が明記されています。しかし、なぜ協定発効後四年間なのでしょう。交渉を務めた私の経験からしても、交渉について秘匿する必要があるのは協定の署名までであり、条文が確定した後の国会審議で秘匿し続ける必要性は乏しいというふうに思います。

次に、配付資料の六ページを御覧ください。

これは日本とASEANとのEPAに関する説明資料で、外務省のウェブサイトに掲載されているものです。資料右下の各国の物品貿易自由化の方式において、日本側は、即時関税撤廃と段階的関税撤廃とを合わせて、貿易額を基準に九三％で関税撤廃することが明記されています。

なぜASEANとのEPAではこうした自由化基準に関する情報が公開でき、TPPではできないのでしょうか。もう一度聞きたいと思いますが、なぜTPP協定にのみ秘密保持契約があり、そして、なぜ秘密保持期間は署名後ではなく協定発効後四年間なのでしょう。それは、TPPでは日本にとって著しく不利な参加条件が存在し、それを署名直後に公開すると何かと都合が悪いことがあるということだからというふうに考えています。

配付資料の七ページを御覧ください。

これは、各種の報道や私の調査結果を踏まえて要約した日本のTPP交渉への参加条件です。具体的には、日本は、二〇一三年の交渉参加時に先行九か国が合意した事項を原則として受け入れ、再協議は認められない。二番目として、交渉を打ち切る権利は先行九か国にあり、遅れて交渉入りした国には認められないという条件を受諾したと見えています。また、前者の合意済みの事項の中には、一つ目は、品目数ベースで関税撤廃率は九五％以上とする、二つ目は、一切の自由化をしない除外は認められないの二点が含まれていたと考えられます。

まず、九五％の関税撤廃率について検証したい

と思います。配付資料の八ページを御覧ください。

この資料は、T P P 合意における日本の総タリ
フラインの内訳に關し、九五%の關稅撤廢率の基
準を前提とした場合と、これが左側ですが、實際
の合意内容を對比したものです。左側の基準の
列を見ると、日本の關稅撤廢率を九五%とするた
めには、工業品の全てで關稅を撤廢しても農林水
産品で千八百七十八ラインの關稅撤廢が不可欠で
す。これは、三ページにお示しをした關稅撤廢の
前例がある農林水産品、千四百九十四ラインござ
いですが、これよりも多いので、九五%の關稅撤
廢率の基準を満たすためには、重要五品目の一部
でも關稅撤廢が避けられないことを意味します。

再び配付資料の八ページ左、右側の列の下端を
御覽いただきますと、九五%の關稅撤廢率を前提
としますと、關稅撤廢を回避できる農林水産品は
四百五十ラインとなります。他方で、右側の實際
の列の下のところを御覽いただきますと、日本が
實際に關稅撤廢を回避したのは四百四十三ライン
でした。基準と實際との差は僅か七ライン、全品
目の關稅撤廢率で見ると九五・一%、上の方でご
ざいますが、九五%の基準と〇・一ポイントしか
差がありません。日本の參加条件としての九五%
の關稅撤廢率の存在は明らかではないでしょう
か。

最後に、日本の參加条件として除外が禁止され
ていたことに關する証拠も挙げたいと思います。

第一に、T P P 參加国からの輸入実績がないコ
ンニャクイモのような品目を含めて、T P P 合意
の中で關稅制当て品目の枠内か枠外のいずれかで
市場開放しているということがあります。これは
T P P 參加国の実利ではなく、交渉ルールとして
除外禁止が設定されていたという証拠というふ
うに考えます。また、さきに述べた税率を維持し
たもの百五十一ラインを日本政府が除外というふ
うに呼ばないのも、T P P で除外が禁止されてい
るからにはかなりません。つまり、T P P 参加と
除外を求める国会決議とは最初から相入れなかつ

たということです。

要約いたしますと、私はT P P 協定に対する国
民の理解はいまだ十分に深まったとは言えず、特
に生産者の間ではそれが顕著だというふうに考え
ております。最近の世論調査でも、今回T P P を
批准すべきとの意見は少数派となっています。そ
の理由は、私がこれまで述べたように、T P P 協
定に關する十分な説明や情報公開をせずに批准を
拙速に進めようという政府の態度に対する不信感
が高まっているからではないかというふうに考え
ています。国民が政府に求めているのは、国会決
議違反に類かむりをして拙速に批准をすること
ではなくて、T P P 協定の必要性和その内容につ
いて愚直に理解を求め続ける姿勢ではないでしょ
うか。

最後に、配付資料の九ページ以降にはT P P 協
定に關する私の研究成果をまとめましたので、適
宜御参照ください。

私の意見陳述は以上です。御清聴ありがとうございました。

○委員長(林芳正君) ありがとうございます。

次に、磯田参考人をお願いいたします。磯田参
考人。

○参考人(磯田宏君) 御紹介いただいた磯田で
ございます。

事前にお二方の参考人の先生方と打合せをした
わけでは全くございませんが、私のこれから申し
述べさせていただきます意見陳述は、かなり角度を
変えた形になっております。

お二方の先生はそれぞれの視点から、現行の協
定としてある意味確定している部分、そして關稅
率表として確定している部分、これを前提にして
御意見を陳述されました。私は、実はそれにとど
まらない内容がこの協定には盛り込まれている、
組み込まれているということを上げたいとい
うふうに思います。

お手元にお配りした表題のように、農林水産業
等への影響に關わって承認・協定発効後への不
透明要素・リスクが著しく大きい、こういうT P P

協定の国会承認には反対するというのが私の結論
的意見でございます。

大きく四つの理由から申し上げますけれども、
一番目は、農産物等の市場開放は、最終テキスト
としてこの場でも審議されている協定及び關稅率
表だけでは済まない危険性が著しく高いというこ
とでございます。

すなわち、農産物等について、協定の現行規
定、關稅率表以上の市場開放を協議するメカニズ
ムが幾重にも組み込まれており、その協議の主
体、範囲、権限、協議結果の取扱いについて不
透明要素が著しく多いということでございます。そ
のために、国会に提出されている承認案だけを審
議して承認を決するのはリスクが多過ぎると思
えるを得ないわけでございます。

二番目に、具体的に申し上げますと、第二章で物品
の貿易に關する小委員会というのがございまし
て、關稅撤廢時期繰上げ、その他の貿易促進及び
非關稅障壁へ対処する、また、農業貿易に關する
小委員会が農産品貿易その他の事項を促進しとさ
れ、また、発効後七年以降、五か国いずれかの要
請による市場アクセス増大目的での關稅、關稅割
当て及びセーフガード適用に關する協議を義務付
けられ、さらに二十七章で關稅撤廢時期繰上げに
よる修正をT P P 委員会の任務に挙げているわけ
でございます。

つまり、農産物等について少なくとも四重の迫
加的市場アクセス増大協議メカニズムがビルトイ
ンされている。したがって、承認案だけの農産
物市場開放では済まされない危険が極めて多いと
いうふうに私は認識しているところございま
す。

二番目の理由でございます。農産物・食品の安
全性確保、規格、基準、表示、適合性評価手法で
も、追加的協議メカニズムによって発効後の規制
措置等の確保が著しく不透明化するというふうに
認識しております。

第七章、衛生植物検疫措置、いわゆるSPSで
ございしますが、これはそれ自体としても重大な問

題を有しておりますが、加えて、そこでも設立さ
れるSPS小委員会の目的が、この章で定める規
定の実施促進、相互に關心を有するSPS上の事
項検討、SPSに關する連絡・協力促進と著しく
抽象的に規定されているため、無限定に広範囲な
輸出側側面關心事項等が協議される危険をはら
んでいるというふうに考えております。

また、第八章、貿易の技術的障壁、略称T B T
につきましても、それ自体が幾つかの無視できな
い問題をはらんでいるわけでありまして、例え
ば、強制規格・任意規格・適合性評価手続作
成に他国の者を参加させ、意見提出させ、それ
を考慮する義務であったりとか、他国の適合性評
価の相互承認促進や國際規格への調和の促進だ
りとか、食品規格委員会、F A O、W H Oによ
って設立されている食品規格委員会の基準です
ら、効果的でない、適当でないというふうに判断
されればラベル記載を要求できないということ
などがそれらであります。

それに加えて、ここでも設立されるT B T 小委
員会が、第八章の実施・運用の監視、規定による
義務に關する潜在的な改正・解釈の特定、規定
の将来の活動における優先分野の決定と新たな分
野別活動の提案検討、附属書、ここには大変我々
にとって重要な問題が書かれているわけですが
ども、その規定を強化、改善し、それら分野の調
和を勧告することまでが任務とされている。こ
れまた著しく広範囲でありまして、国民生活の安
全、安心に不可欠な農産物・食品、医薬品等の安
全基準、規格、表示、それらへの適合性評価につ
いて、日本の規制、基準の緩和や他国のものの承
認や調和などが一層進められる危険を抱かざる
を得ないわけでございます。

三点目の理由は、政府調達に關する國產のある
いは地域産の農林水産物利用が更に妨げられる危
険も高まるというふうに考えております。

そもそもの第十五章、政府調達でもって、外
國等の供給者に対して、それが物品、サービスを
他の締約國から調達していることに基づいて差別

することを禁じておりますし、調達に際しての技術仕様、スペックに関して、特定の産地、生産者、供給者を要件にすることも、さらにそれに言及することさえ禁じられているわけでございます。したがって、市場開放対象の政府調達として附屬書で日本国政府が示しているものについては、もう現時点で国産、地域産農林水産物等の利用を課すことは実質的に禁止されているというふうに理解されるわけでございます。

加えて、これらについても、政府調達小委員会が追加的な交渉によって対象機関と範囲の拡大及び基準額の改定、これは当然引下げが旨となるわけですけれども、そのための交渉をするため定められているわけでございます。日本政府は、対象機関として、中央政府の省庁、各種独法、地方機関、地方政府としては都道府県と指定都市を挙げているわけでございます。また対象範囲の除外としては、地方政府の食料・飲料提供サービス、すなわち学校給食等でございますけれども、その他若干のものを除外としており、基準額についても定めておるわけですが、これらが追加交渉の対象になると。

したがって、対象機関の一般市町村等への拡大、対象範囲として地方自治体の学校給食サービス等の除外の解消、基準額の引下げに向けた追加的交渉が義務付けられているわけでございます。そうならば、日本政府と地方自治体が公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律や食育基本法の趣旨に沿って進めている国産材、地域産材を利用した公共建築や地産地消型学校給食の促進などは、その存立基盤を縮小、喪失する危険にさらされ、したがって地域の農林水産業と地域経済が一層の打撃を与えることにつながるというところが十分に考えられるわけでございます。四点目でございますけれども、これは実はアメリカの側の問題でございます。

御案内のように、アメリカの通商促進権限法が制定されておるわけでございますけれども、その中に、大統領による確認過程というものが定めら

れております。それは、アメリカがそのアメリカ自身の国内法上の手続の一環として、一方的に事実上の追加交渉、再交渉に相当することを可能にする規定があるということでございます。大統領が、他の署名国が協定の義務を遵守する準備を完了したかどうかの確認を行い、それを議会へ報告する義務があるというのがそれでございます。

やや具体的に申しますと、当該協定発効予定日の三十日前までに、大統領が、他の署名国が当該協定諸規定の義務を履行するのに必要な諸手段を取り終えたかどうかを確認し、取り終えたことを議会に書面で通知することを義務付けているわけでございます。この場合、注意を要するのは、当該協定諸規定の義務が何かという解釈は当然アメリカ側による解釈になると、また、それを履行するのに必要な諸手段の解釈も同様と考えるしかないわけでございます。日本側の解釈が入る余地はございません。すると、他の署名国が承認、批准、国内手続を終えた後であっても、アメリカ大統領が、実質的に議会とも密接な連絡を保ちながら、義務の履行に必要な諸手段を取り終えていないというふうに判断すれば、その是正を求めてくる。つまりは、実質的な追加交渉、再交渉がなされる法規定になっているというふうに私は判断しております。

アメリカのこのTPA法における大統領確認、議会通知が終わってから初めてアメリカの国内法上の手続が完了するとの解釈に立てば、論理的には、この確認過程はアメリカ側の判断で無限に設定できることにもなりかねません。また、いずれにせよ、当該規定はアメリカが最後に国内法上の手続を終えることを想定しております。後出しじゃんけんでございます。したがって、アメリカに比べて早期に国内法上の手続を終えた国ほどこの確認過程に長期間さらされることになるというふうになるかと思えます。

このような片務的で、アメリカに特権的な事実上の追加交渉、再交渉の実権を与えるメカニズムが存在する限り、TPP協定、実はこのTPA法

はTPP協定のためだけに作られた法律じゃございませんからその他も含めてでございますけれども、その承認その他の国内法上の手続を少なくともアメリカに先んじて行うことは得策でないというふうに考えるわけでございます。

以上を踏まえまして、最後に結論でございますけれども、この時点でTPP協定の承認その他の国内法上の手続をすることは著しく不利であるというふうに認識しております。

以上のように、生きている協定ゆえに有する追加的協議・交渉・開放メカニズム、すなわちTPP委員会、各種小委員会、各種作業部会、特定国間協議、そしてアメリカTPA法の大統領確認過程、さらに、今触れることはできませんでしたが、投資家国家間紛争解決、いわゆるISDSにおける仲裁廷、こういったものの構成、参加主体とその適格性基準、協議・追加交渉の範囲、権限、判断基準、協議等の結果の法的位置付けなどが明確になって初めて本協定の将来に向けた実質的体系としての全体像が明らかになってくるものと考えられます。

したがって、それらがつまびらかにならない限り承認審議を深めることは極めて困難であり、もし現在の承認案でそれらを明らかにすることが不可能なら、そうした諸点が明確化するようむしる協定そのものを改定すべきである、ですらあるというふうに考えるところであります。

以上をもつて、私の冒頭の意見陳述とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。○委員長(林芳正君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。なお、質疑の時間が限られておりますので、御答弁は簡潔に行ってくださいよう御協力をお願いいたします。

質疑のある方は順次御発言願います。○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子でございます。

本日は、三人の参考人の方々から貴重なお話をいただきました。感謝を申し上げます。ありがとうございます。

まずは、TPPに関連する一連の報道、あるいは、全国各地を私自身回って、いろいろな方々の御意見などを通じて、私なりの感想を申し上げます。とさせていただきます、その上で参考人の方々に質問をさせていただきます。

私は、今回のTPPの議論を通じて、自由貿易を進めるに当たって、やはり農林水産分野への影響が大きくて、かつその影響が全国一律ではなく、地域ごとに異なり、それが各地域の生活に直結するものであることがより一層浮き彫りになった気がしております。そして、独立国家として食料の安全保障をしっかりと確保する必要がありますこと、我が国の国土や環境を守っていく上で、多面的機能の発揮等を通じて農林水産業が果たす役割が極めて大きく、産業としてのみならず、地域を支え、国土を維持していく観点から、農林水産業を健全に発展できる条件を国が責任を持って整えていくことが不可欠であるということが明確になったものと受け止めております。

こうしたことは、国会審議、特にこの参議院におけます真摯な審議を通じて国民の皆様様に理解していただける、いや、是非とも御理解いただき、国民全体の共通認識に高められるように引き続きしっかりと中身の濃い審議を行っていくことが極めて重要であると認識している次第であります。このような観点から、我が国にとって自由貿易の推進は極めて重要でありますけれども、TPPを始めとする自由貿易の推進と国内の農林水産業の振興は相反する、いわゆるトレードオフの関係にあるとの見方もあるわけであります。この点につきまして、参考人の方々それぞれ御意見を伺いたいと思います。

荒幡先生、作山先生、磯田先生の順にお伺いできればと思います。よろしくお願いたします。

○参考人(荒幡克己君) 自由貿易と農林水産業の関係でございますが、歴史的には、やはり自由貿

易が進む、農林水産業が打撃を受けるということ
は、例えばイギリスの穀物条例の例に見るよう
に、ずっと続いてきたことは事実でございます
ます。特に、気候条件その他自然条件によつて、
やはり不利な国、有利な国がございますので、ど
うしてもそういうことは起こるわけでございま
す。

ただ、先ほど私が冒頭意見陳述で申しましたよ
うに、世界の農産物貿易、随分変わつてきており
ます。ここを踏まえて、競争力を強化しつつ、輸
入にも対抗できる、その一方で輸出もしていく
という方向は、これはやはり今後、もう経済全体、
農林水産業以外を含めて経済全体で自由貿易に
よつて我が国経済が発展していくということは、
これはもうその方向しかあり得ないと思ひますの
で、それを前提とすれば、今回政府が目指してい
りますような競争力を強化、これを通じて輸入に
対する対抗力と輸出の力両方を高めていく、この
方向にやはり向かうべきかなというのが私の非常
に長期の、穀物条例以来ということで大分歴史の
長い話を申しましたが、現時点での世界貿易と農
業観でございます。

以上でございます。

○参考人(作山巧君) 進藤先生のお尋ねですけれ
ども、端的に申し上げますと、私も十分可能だ
というふうに思っております。

その方法もございまして、私も貿易交渉も長く
やっておりますけれども、大きな流れとして
は、関税には余り頼らずに農家に対する直接補助
金で保護をしていくというのが大きな流れです
ね。アメリカもそうなっておりますし、EUもそう
なっております。なので、ある意味、私は、今回の
TPP合意というのは関税をかなり削減したわけ
ですから、そういう政策に切り替えていく本来は
チャンスにすべきだったというふうに考えている
わけですね。

ところが、実際の政策は、輸入した分だけお米
を買い上げるとか、これはTPPとは関係ありま
せんけれども、飼料米で価格を維持するというよ

うな、どつちかという価格維持を強めるような
形になっていまして、ちよつと方向性としては違
うのではないかなというふうに思ひます。

むしろ、関税を下げていって、所得は直接補助
金でちゃんと確保されますよというメッセージを
生産者の方に出すことによつて、そういう機会に
することによつてTPPへの理解も深まったので
はないかというふうに考えています。

○参考人(磯田宏君) 御質問ありがとうございます。

端的に申し上げますと、これは、経済学的手法
を、どのような手法を用いるか、あるいは理論に
依拠するかにかかわらず、ほとんどの経済学者、
農業経済学者が認める貿易に関する原理として比
較生産費説というものがございまして。

これは、非常に短く申し上げますと、複数の
国々で、非常に単純化するために農業と工業とい
うふうに二つに分類しますけれども、相対的に見
て生産性が高い分野が国際競争力、貿易では優位
に立つ。そうすると、それぞれの国が農業と工
業があつて、両方の産業が同時に優位に立つこ
とはできないということを、先ほど荒幡参考人が
おっしゃられた穀物法論争の一端を成したデー
ビッド・リカードが明らかにして、それはその後
もいろいろな形でソフィステイケートされているわ
けでございますけれども。

そういう観点で行きますと、完全に自由貿易を
するということが、それから、それぞれの国々に
ある農業や工業、あるいは広範な産業が同時に繁
榮するということが原理的に言つて両立不可能で
あるというふうに考えております。その例は、
日本の過去の歴史、戦後の高度成長期以来今日ま
での歴史を見ても検証できますし、あるいはアメ
リカ合衆国、あるいは韓国、あるいは中国、アメ
リカの場合は農業が比較優位にありますから、製造
業は比較劣位にありますから、製造業はどんどん
全体としては衰退している。韓国、中国、日本
はその逆であるという現象が起きているというこ
とからも見て取れるというふうに思っております。

す。
○進藤金日子君 どうもありがとうございます。

私は、いろいろな議論がある中で、自由貿易の
推進と国内の農林水産業の振興がトレードオフの
関係ではなくて、やっぱりいろいろな努力をしな
がら双方とも両立するようにしないと我が国の将
来はないんじゃないかというような強い覚悟で実
効性のある政策を実施しなければならぬと考え
ております。

特に、農業に絞つた場合におきまして、自由貿
易の推進を見据えた農業政策の在り方、これ、作
山先生からも少し触れられましたけれども、これ
につきまして改めてまた参考人の方々からそれぞ
れ御意見をお伺いしたいと思ひます。よろしくお
願ひいたします。

○参考人(荒幡克己君) 今お話をしました自由貿
易を見据えたということで、先ほど作山さんから
もお話ございましたが、世界の農業政策の流れと
して、消費者負担型から財政負担型へ、これは大
きな流れで、もう二十年以上前からその方向にシ
フトしております。

つまり、関税によつて障壁を巡らせた上で国内
でも高価格を維持していくという手法をやります
と、これは、高価格ですから、食品が高価格とい
うことで、消費者がその負担をするわけでござい
ます。これに対して、関税を引き下げて、その分
財政負担をしていく、直接支払とか幾つかの類型
がございまして、こうすることによつて、同じよ
うな保護でありながら、消費者負担から財政負担
に移していく。

その方が、これ経済学的なテキストの問題にな
るんですけども、価格を高くすると、消費者の
行動もちよつと変な方向に歪曲されてロスが生じ
る、生産者も本来の姿から少し歪曲されるとい
うことなんです。財政負担であれば、生産者は確
かに保護されたところを作るようにしますから、
少しその部分は同じなんですけれども、消費者に
ついては全く経済的なロスが生じないということ

が理論的に明らかでありまして、その方向に今動
いておりますので、今回、TPPということで関
税その他の国境措置が、当面はかなり防げると思
うんですけども、長い目で見れば少し低めの国
境措置になっていくわけですが、それに対して財
政負担をする、こういった方向がやはり日本も妥
当な方向だと思っております。

以上でございます。

○参考人(作山巧君) 進藤先生の御質問、私なり
に、貿易自由化の流れの中で農業政策どうあるべ
きかという御質問だというふうに認識しましたけ
れども。

対応方法としては二つありまして、一つは政府
が守るというやり方ですね。それは、今話が出て
いますように、直接補助金、関税から直接補助金
というシフトが進んでいるという話も先ほど申し
上げました。

ただ、もう一つは、何が何でも政府ということ
ではなくて、消費者の理解を得るということもあ
ると思つていまして、そういう意味では、私、何
でもTPP反対、何でも賛成という立場ではあり
ませんので、TPP対策で非常に評価をしており
ますのは、原料原産地表示を拡大するということ
が決まりましたですね、原則として全加工食品に
適用すると。これは非常にいいことだというふう
に思っております。

私は貿易が専門なんですけれども、日本では、
消費者の方は生鮮食品は非常に国産選好が強く
て、例えばリンゴですね、生鮮リンゴはほとんど
国産です。ただ、リンゴジュース、原料はほとん
ど中国産です。これ野菜でも同じようなことが起
きていますね。

ということですので、加工食品にも消費者の選
択権を与える、消費者に情報を与えるということ
をすれば非常に強力な国産品を選んでいただける
というツールになると思ひますので、そういう環
境整備というのもあり得ますので、何でも政府が
ということではなくて、そういう仕組みもうまく
つくつていく、使つていくということも重要かと

思っております。

○参考人(磯田宏君) 私、仮に関税という形で
の国境措置が長期的にであれ、あるいは、私が申
し上げたような危惧が当たって、もつと前倒しに
どんどん撤廃されていくことになるような
ことになったとすれば、その下で、じゃ、国内農
業をどうするかということを考える場合には、既
に御指摘ありましたように、直接支払型の、特
に、単なる直接支払でなくて不足払い的な要素、
すなわち一定のコストなりというものを基準にし
て、先ほど荒幡参考人も言っておられたような、
担い手の経営体がちつと経営が存立できるよう
な一定の基準というのに対して不足部分を補填
していくようなそういうタイプの直接支払、アメ
リカの二〇一四年農業法も実はそういう内容に
なっているわけですが、そういうものが必
要であるというふうに考えます。

それからもう一点、国内の消費者を味方に付け
るためのいろいろな施策あるいは輸出を進める施
策、これも私は重要性を否定するものではなくあ
りません。ただ、その場合に、一つは先ほど申し
上げた国際貿易上の原理から、もう一つは消費者
の側の二極分化ということが国内でも国際的にも
起きております。

端的に言うと、格差社会化の進行に歯止めが止
まらずに、比較的高い、安全、安心、そして栄養
価も高い、出どころもはっきりしている、こうい
うものを消費できる購買力を持った消費者とそう
でない消費者に残念ながら二極化していく流れに
歯止めが掛かっているまいと。

そういう国内外の消費市場の状況を見ますと、
国内農業で伸ばしていくもののは、やはりどうし
てもそういうプレミアム的な部分に限定されてく
るのではないかと。その部分については当然後押
しをするということはやっていくべきだと思っ
ますが、そうならない部分については、冒頭に申
し上げたように、しっかりと、仮に国境措置ができ
なくなるんだとすれば、不足払い的な要素を込め
た直接支払ということをかなり強力にやっていく

必要があるというふうに考えております。

○進藤金子子君 先ほど作山先生からTTPに関
する政府の説明が不十分だという御指摘もいた
いたわけですが、私自身全国を回って感じ
ることは、やはり農家の皆様の理解が進んでい
ないんじゃないか、あるいは農家の不安が払拭さ
れていないということが感じられるわけでありま
す。

私は、TTPがあってもなくても農業、農村を
めぐる状況は厳しいものでありまして、むしろT
TPを契機として農業、農村の厳しさを国民の皆
様に御理解いただき、国全体で農業、農村を支
援できる体制を築いていく、こういったことが大
切ではなからうかなと思っているわけでありま
す。このためには、まずは、私は、政府が定めた、先
ほど作山先生からも原料原産地の話でありまし
たけれども、総合的なTTP関連政策大綱に基づ
く各種政策をしっかりと実行に移して、その上
でフォローアップしていくことが必要なんじゃな
いかと。

そのためのモニタリングシステムを整備して、
責任を持つて継続的にTTPの影響を排除してい
く、あるいはTTPの枠組みを積極的に活用して
前に出ていくといったことをやっていくのも一つ
の考え方ではないかなというふうに考えるわけ
でありますけれども、この点について、荒幡先生
の御意見、いかがでしょうか。

○参考人(荒幡克己君) モニタリング、おっしゃ
るとおり大変大事かと思えます。

この点に関して、先ほどもちよつと話しまし
たが、ガット・ウルグアイ・ラウンドのときは、
やはりそういう観点から見ると、いつの間にか何
か忘れてしまったといえますか、危機感が薄れて
しまった。これは、政府がどうこうというより
も、現場も含めて日本全体であったような気がし
ております。

ですから、私、息の長い対策をとということを先
ほど申し上げましたが、それは、政府、それから
あと生産現場の生産者の方々、またそれを指導す

る方、あるいはメディア等も含めて、是非長く危
機感を持って、ずっとモニタリングと相まって対
策を続けていくべきだと考えております。

○進藤金子子君 どうもありがとうございます。
先ほど来、所得補償政策の話が出ております。
消費者負担から財政負担ということでございます
が、私は、この所得補償政策については、政策論
としては一つの有効な手法ではないかというふう
に考えているわけでありまして。

しかしながら、その適用に当たりましては、い
つのタイミングでやるのか、あるいは財政規模も
含めてその財源どうしていくのか、これ、十分か
つ慎重な検討が不可欠であるというふうに考え
ております。我が国のように農業経営の形態が多
様であつて、かつ専業、兼業が入り組んでおり、特
に水田ではいまだに小規模な経営が多数存在す
る中におきまして一律的な所得補償を行うと、改善
途上の農業構造の固定化につながる懸念もある
というふうに思うわけでありまして。

私は、小規模兼業農家の方が財務体質が強いと
いった荒幡先生の御指摘もあつたわけでござい
ますけれども、土地利用型農業においては、農業構
造の安定化、つまり農地の集積が相当程度進展し
た段階で、大規模農家には産業政策としての所得
補償、あるいは小規模農家には地域政策とか環境
政策としての所得補償というケース、これも考え
られると思うんですが、これ、作山先生の御意見
はいかがでしょうか。

○参考人(作山巧君) 今の御質問の件ですけれど
も、進藤先生の今のお話を伺っていると、まず、
農家の規模拡大が進むのを待つというような印象
を受けましたけれども、そういう指摘は随分何十
年も前から言われていると思うんですね。

実際なかなかそれが、私の思っていますのは、
なかなかそれが進まない中でもう担い手がどんど
んいなくなつてしまつていくというのが現状だと
思っていますので、ある意味、TTPが契機になると
私は思っていますけれども、こういう大きな政策
変更を契機にある程度規模の大きい方に絞つて本

格的な直接支払を導入する、思い切つて導入する
というのがまず重要だというふうに思っていま
す。

小規模でその対象にならないよという方は集
落営農をやつていただくとか生産組織をつくつて
いただくとか、いろいろな形ですくい上げる方法
はあると思いますので、ヨーロッパと同じような
水準まで規模が拡大されていらないからまだです
というの、どちらかというと、私も役人生活長い
んですけれども、財政当局がよく使わせりふであ
りまして、必ずしも日本農業の実態には合ってい
ないんじゃないかなというふうに考えておりま
す。

○進藤金子子君 どうもありがとうございます

荒幡先生の著作も随分見させていただいたん
ですが、食料の安全保障上、我が国の農地を農地と
してこれしっかりと維持していくことが極めて重
要だというふうに私も思っております。

我が国の農地の機能を最大限に発揮して、先ほ
ども御指摘ありましたけれども、生産技術を更に
高めていく、環境を整えていくことは、国産農産
物の消費拡大による食料自給率の向上はもちろ
んですけれども、これに加えて、やっぱり海外の市
場を視野に入れて積極展開していくということも
これ重要なんだろうと思ひます。

これはもう先生も先ほど来お話ありますけれど
も、この点について改めて荒幡先生の御意見、お
伺いしたいと思ひます。

○参考人(荒幡克己君) 海外への市場展開、これ
をまさに今政府がその方向で進んでいるというふ
うに私認識しておりますが、大いにやっていただ
きたい。

先ほど申し上げましたが、量的に余り大きなも
のを直ちに期待するのはちよつと禁物じゃないか
とは思っているんですが、少しずつ少量であつて
も、やはり現地を回つてみますと、非常に輸出す
るということだけで元氣が出ると思ひますか、ス
ちよつといい例えかどうか分かりませんが、ス

ポーツなんかでも、海外遠征に行ったりしてくるとすぐそのスポーツ団体が活力が出てくるのかというように感じがしますね。これと同じような雰囲気が出てきているやに感じておりますので、是非この方向で思っております。

○進藤金日子君 私、質問、これで終えさせていただきます。どうも皆様ありがとうございます。

○野田国義君 どうも、こんにちは。民進党の野田国義でございます。

今日は本場に、三人の先生方、お忙しい中にも参考人として御出席をいただきまして、私からも心から感謝の意を表したいと思っております。ありがとうございます。

もう皆さんも御承知のとおり、今日、朝の七時から、トランプ・タワーでトランプ次期大統領と安倍総理との会談があったということでございます。トランプさんは、グローバル・リーダーである、新自由主義を否定し、大統領に当選したと。ですから、公約からすれば、当然これは保護主義に行くだろうということが予想されるわけでありまして、どういふ会談の内容になったか非常に興味深いところでありまして、帰って来まして、総理にいろいろなお話を聞きたいと、そういうことを思いながら質問をさせていただきます。

このTPP、私もいろいろな思い出がありまして、我々が与党のときなど、反対と言え、離党してそういう話はしてくれと、そんな話、随分と自民党の議員さんからされたことを今でも根深く思っているところがございますけれども、しかし現実として、批准ということを目指して今、現政権がやられているということでありまして、私、基本的に、日本の農業をどうしていくかということ、このことが非常にまたこのTPPを機に問われているのではないかなと思っておりますのでございまして。

私、地元、JA八女というところがあるんですけれども、振り返ってみますと、ブドウとかお茶

とか梨とかイチゴ、イグサ、大豆、花卉ですか、全部天皇杯もらっているんですよ。そういうことで、非常に農業が模範的に展開をしておいた。基幹産業は農業だと自慢して市長時代言わせていただいておりますけれども、しかし反面、非常にこの農業という経営が厳しくなっているのも事実であらうと思っております。

ですから、付加価値農業とかあるいは高収益型の農業、ここに果敢に挑戦しているところはある程度は、土地利便型の農業をせざるを得ないというのか、そういうところもたくさんあるわけでありまして、ここをどうこれから強い農業にしていこうかということが日本の農業の課題かなと思っております。

そこで、私、幾つか福岡県内の施設も視察をさせていただいておったわけでありまして、地震、津波でやられました宮城県の山元町ですが、あそこ、イチゴが盛んに今復活をしているところでありまして、組合長が率先してやられたという話でございましたけれども、そういう農業を取り組んでいけば本場に農業というのは未来があるんだというところもある面思っているところであります。

そこで、地方創生にも欠かさないわけでありまして、荒幡先生の方に、今発言の中に自民党の対策をパッケージとして捉えれば賛成であるという話があったわけでありまして、私は、ガット・ウルグアイ・ラウンド、先ほどから話出ておりましたが、あれも経験いたしまして、六兆百億ですか、結局ばらまきに終わっちゃったというところであります。ここに対策、補正予算あるいは来年度予算も対策が講じられると思うんですけれども、この対策について荒幡先生はどのように評価をされているのか、お聞きしたいと思っております。

○参考人(荒幡克己君) 六兆のときは、異常にこう、何といいますが、金額が目立ったといいますが、ということでございますが、それと比較しま

して、今回は比較的地道にいいところを補強しつつ進めているという印象は持っております。

細かいところはまだ詳細に精査したわけではございませんが、一つ言えますのは、私、攻めの農業という言葉でちょっと誤解しております。これは本場に攻めるので輸出の方だけかと思っております。入りましたら、そうではなくて、競争力を強化して、入ってくるものに対する抵抗力といひますか、対抗力といひますか、を増すのも含むということでございますので、そういう観点ならば悪くはないなと思っております。

余り攻め攻めと言うのは、先ほど私が説明の中でも申しましたが、世界の農産物貿易の潮流として、双方向、つまり食料輸入大国の日本が輸出もするということが何らかおかしくない、ごく自然なことなわけでありまして、私は最初、攻めの農業と聞いたとき、何かちょっと力み過ぎではないかというぐらいに思ったわけなんです。輸出もいいと。しかも、今回、その攻めという言葉の中に、入ってくるものに対する対抗する力を付けましたので、それは結構なことじゃないかというふうには評価しております。

以上でございます。

○野田国義君 ちよつとまだよく分かりませんでしたが、輸出ということに触れられましたけれども、今、輸出を増やすだけで本場に日本の農業が強くもなっていくのかな。一兆円を目指してということでも政府も頑張っておられるようでありまして、でも、それはほんの一部なんですよ、ある意味では。ですから、このところは先生どう思われますか、なかなかそれだけで、じゃ日本の農業が強くなるかという点。

○参考人(荒幡克己君) おっしゃるとおりでございます。輸出だけで何か全て問題が解決するような雰囲気はむしろよろしくないと思っております。入ってくるものに対して、例えば先ほど話にあ

りました。業務用とかこういう用途ですと結構入ってくるわけですね。しかも、なかなかその製品差別化も難しいと。この辺りではやはり地味なコストダウン、国産という、例えば先ほどの話にありました、リンゴ辺りですと国産の良さをアピールできるんですが、リンゴジュースだとかそうではないということなんです。この辺りもコストで本場に地味な努力をする。

圧倒的な差を付けられないまでも、かなり接近してくればね返す力も出てくるわけでございます。是非、水際ではねのけるような守りの力、こういうところにも力を入れて、おっしゃるとおり、輸出だけではなくて、そちら、両面でやはり日本農業の今後の道はあるのかなと思っております。

以上でございます。

○野田国義君 農林水産省が言うようにしていくとなかなか厳しく、これまでそれを繰り返してきた。いわゆる農政をそうならないようにこれからしつかり取り組んでいかないと。

もう一点だけ、済みません。作山先生がおっしゃってございました国会決議は、荒幡先生から見て、今回TPP守られたのかどうか、コメントをお願いしたいと思いますけれども。

○参考人(荒幡克己君) 守られたかどうかにつきましてはまさしく国会自身でお決めいただくことかと思っております。再生産可能という条項がございまして、ここにつきましては、少なくとも短期には相当、当面の大打撃は回避されておると。長期的に見るならば、ここですかるべき対策があつて、両方セットで、まあ長いスパンを取ってくれたのでその時間はあります、時間は稼いでいるということで、再生産に関しては可能かなというふうには判断しております。

○野田国義君 それじゃ、次は作山先生の方にお願したいと思っておりますけれども、作山先生から、政府の説明がなさ過ぎた。これも、逆に我々が与党のとき再三言われておりましたが、特別委員

会をつくってしっかり議論しようということを書かれておりましたが、結局、立場変われば、結果的にはそういった特別委員会もできずに、国民への説明責任もなされず今日を迎えたということではなからうかと思えますけれども。

ちょっと視点を変えまして、作山先生には、この安心、安全、当然食料には、農業には安心、安全が最も大切だし、非常に国民はここを不安がっている。

今日も朝から、青森の五所川原高校、GAPですが、グローバルギャップに取り組んでいる番組が放映をされておまして、まさしくこういった国際基準を作っている、しっかりと日本の農業、攻められるような環境をつくっていく。二百項目から合意が必要で、毎年それをチェックしていくというふうなことでございましたけれども、当然グローバル化していく、TTPが批准されれば多くの農産物が入っていく中で、こういった安心、安全については、作山先生、どうお考えになつておるか、交渉官なども務められた中で、そういう思いを聞かせていただければと思います。

○参考人(作山巧君) ありがとうございます。

二つの点を述べたいと思いますけれども、一つは、TTP協定で安心、安全がどうなるかということなんですけれども、御関心の消費者の方も多いと思いますけど、私自身は、TTP協定それ自体で影響受けるか懸念が大きくなるということはないというふうに考えております。

私自身も、SPSではありませんけど、いろんな交渉をやりましたけれども、TTP協定のSPS章の最初には、WTO上の権利義務を変更しないというふうに明確に書いてあるわけですから、その上で、いろいろな手続を早くしないかとか、手続の面について規定を設けているわけですね。ということですので、あれを余り過大に危ない危ないという言い方はどうかと思っております。一つ具体例を挙げると、アメリカで家畜の飼育にホルモンが使われておまして、それは、

日本では輸入品には許可しているけれども国内生産には許可していないということがありましたけれども、それはもう今既にそうなっているわけですよ。TTPで変わるわけではないので、そういう意味では、TTPの効果という意味ではそれほど心配することはないかと思っております。

もう一点、今、野田先生がおっしゃったのは、むしろ国内の農産物を差別化していくために、安心、安全を高めていくために、生産現場ですとGAPでしようし、加工食品だとHACCPになるわけですけども、やはりそういうのを支援していくというのは非常に重要だと思っております。

私は、研究の中で、研究室の活動では輸出の調査なんかも随分やっているんですけども、最近では、欧米諸国ではHACCPを義務化するという動きが出てきているんですね、アメリカやEUでは。そうなる、日本でも、今は任意なわけですけども、それをしっかりと取らないと、そもそも輸出する資格がなくなるという可能性もありますね。GAPもそういうふうな広範な利用という形が出てくると思いますので、そういう取組を支援していくということは非常に重要だということふうに考えています。

○野田国義君 どうもありがとうございます。それでは、磯田先生の方にお聞きしたいと思えますけれども、農業、先ほど担い手の話も出ましたけれども、やっぱり若い人たちが農業に従事するということは、魅力がある。その魅力とは何かということ、やっぱりもうかるかもうからないか、基本的にこれが一番大切なことではないかなと。私も見てきました、青年部が一番多いところ、これがやっぱりもうかる魅力があるんですよ。

では、磯田先生、特に、九州いろいろ歩かれて御承知のようでございますけれども、どのような農業の展開を図っていったらいいのかと、お考えをお聞かせしたいと思います。

○参考人(磯田宏君) もうかる農業にするための

策というのはなかなか、一言で申し上げられるような特効薬があれば、恐らくもう日本農業は相当今とは違った姿になっていったらうなというふうに思うわけでございますけれども。

一つは、先ほど来議論にもありましたように、付加価値を高めていく、そういう新しい市場を開拓していく、あるいは差別化して、国外との競争を避けるような形で販路を切り開いていくということです。

それからもう一つは、消費者との距離感、これは物理的な、地理的な距離感だけではなくて、交流というふうな、生産者と消費者との交流を通じて互いの信頼関係を高めつつ、その生産者のものを信頼して買ってもらうということも含めた、そういうふうな道筋でもって、もうかる農業、いわゆるもうかる農業ということが今後より一層追求していく必要があると思えますし、それから、御指摘の中にあつた若手、青年ということについては、ようやく日本政府も始めました青年就農者に対する支援というものを今後一層強化、拡充していただきたい、新規参入者にとどまらず、いわゆる農家の後継ぎについても十二分に支援をしていただきたい、このように思っております。

○野田国義君 農地を集約しながら大規模農業、しかし、とても、アメリカ辺りで二百ヘクタール、平均ですね、そこに勝てというのが、私はいつも思うんですけれども、ちよつと無理なことなんでしょう。ですから、付加価値とか、そういう中でやっていかなきゃいけないと思うわけであり

ます。

それと、ちよつと荒幡先生の方に戻らせていただきますけれども、しかし片方では、それだけのいわゆる集約的な農業だけではないのかと、大規模農業だけでなくのかという部分、これも我々はちよつと自民党さんとう方向性が違っていて、我々はやっぱり女性のしつかり支えてくれている農業とか、高齢者もしつかり日本の地方というのは支えてくれて、大体地方を回っておりますと、人が集まっているのはスーパーと道の駅というか、そ

ういった農産物の直売所、非常にここは頑張っていると思うんですね。ですから、ここは非常に日本の地方あるいは地方創生にとつては大切なところだと思えますけれども、この兼ね合いはどのようなお考えでしょうか。

○参考人(荒幡克己君) 私の意見陳述では産業政策ということでちよつと話を絞ったんですが、おっしゃることとございまして、産業政策だけではなくて、やはり地域社会として例えば中山間地域を維持するであるとか、こういった政策の組合せが重要でございます。

ただ、この組合せを、片方の政策をやっているにもかかわらず、産業政策であるかのように見せかけたり、そういう、何といいますか、曖昧な扱いというのは余りよくないわけでございますし、やはりはっきりと、例えば地域に目を向けた政策であれば、生産を刺激しないで、そこに住んでいただくということに価値を見出してしるべき助成をするということでございますし、産業政策の方であれば、どんどん作ってもらう、あるいはコストダウンをどんどんやってもらうということ、うまく峻別しつつ、使い分けて進めることが肝要かと思っております。

○野田国義君 もう一つは、何といたしても、ここ、忘れちゃいけないことは食料安全保障の問題で、三九%と非常に低いわけでありまして、ここをしつかりと日本が保ち、更に伸ばしていく努力をしていかなくてはいけないと思えますが、よろしかったら、作山先生と磯田先生、そのことについて一言ずつ述べていただければ有り難いと思えます。

○参考人(作山巧君) 簡潔に述べますと、自給率について言いますと、自給率というのはよく使われているのは二つございまして、私も言及しましたけれども、供給熱量ベース、カロリーベース、これ今三九%です。私の意見は、余りカロリーベースには執着しない方がいいんじゃないかなと思っております。というのは、これは穀物や家畜の餌を生産しないかどう考えても上がらない

ので、日本で上がるというのは正直難しいわけですね。

片や、生産額ベースの自給率というのをごいまして、これ六〇%以上ありますけれども、これは付加価値のあるもの、高いものを作れば上がっていくわけですので、実は農水省も以前はカリベースのみを目標にしていたんですけれども、最近は二つ、両方目標にしていますので、私自身は、生産額の方に重点を置いていた方が生産者の方も元気になるんじゃないかというふうに考えています。

○参考人(磯田宏君) 私は、食料安全保障を考える場合に、一つは、量の側面に多くの注目が行きがちな嫌いもあるかと思うんですけれども、その点についてはもう余り重複しないように繰り返しません、輸出についても、特に安全性に関する食料安全保障ということについても十分配慮していく必要があると考えております。

その一例が、先ほどちょっとありましたけれども、SPS協定はWTO以上でないということでありましたが、実は予防原則というものも一切書き込んでいない、WTOのSPS協定とは違っていて、という点はある意味では非常に大きな違いだと思っております。

御案内のように、EUはこれを盾にアメリカ、オーストラリアからの成長ホルモンを使った牛肉の輸入を一貫して拒否してきておるわけですが、日本で仮にそういう新たな科学的な知見等が出てきてそういうことをやろうということになっても、TPPとの関係ではそれはもうその措置はできないという根拠はないわけですね。おまけに、牛肉の輸入について、セーフガードの発動水準が七十三万五千トンですかね、最終的に、これを今の牛肉の需要量を横ばいと仮定しても、そのときはほぼ牛肉の自給率は一〇%になってしまっております。そうなりますと、一〇%になってしまった段階で、いや、そのときに成長ホルモンは実は危ないという科学的知見が出てきたということになっても、これはもう手遅れになるわけでございます。

ますね。

そういう点では、量の食料安全保障とともに質の、特に安全性の食料安全保障ということにも十分目を向けていただいてこのTPPという問題を御議論いただければというふうに思います。

○野田国義君 どうもありがとうございます。○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかと申します。

今日は、三人の参考人の先生方、大変貴重な御意見をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

このTPPですけれども、私は、自由貿易をこのTPPによって推進をしていくということは、世界の経済の発展のためにも、また日本の経済の再生、また地方創生という観点からも重要であるというふうに思っております。もちろん様々な御意見があるということも承知をしておりますけれども、そうした御心配の声に対しても、今日も説明責任ということが議論になっておりますけれども、この参議院の審議を通じて少しでも説明責任を果たしていきたいながらまた議論を充実をさせていきたい、このように思っております。

TPPは、農業だけではなくて、御存じのとおり非常に幅広い新しいルールを決めていく、そうした協定でございます。非常に大規模な巨大な経済圏が生まれると。やはりこの日本の状況を見ますと、人口減少社会に突入をしていく。日本の国内市場も、もちろんいまだ重要な大きな市場ではございますけれども、やはり成熟をして、また縮小傾向にあるということは皆が恐らく認識していることであると思っております。ですので、この国内の人口減少を乗り越えていく、そして日本の更なる発展につなげていく、そのためにはやはり、農業におきましてもそうでございますが、新しい海外市場を切り開いていく。これは非常に重要なことでございまして、このTPPというものを是非そのチャンスにしていかなければならないと、こう考えております。

これが私の基本的な認識でございますけれども

も、まず参考人の先生にお聞きをしたいのが、荒幡先生と作山先生にこの点お聞きしたいと思えますけれども、先ほど申し上げたとおり、やはり農業についても、国内の安定的な食料の供給、食料自給率の維持また向上、もちろん重要でございますが、やはりこのTPPをチャンスにしていこうということも非常に重要だと思えます。そういったことも含めて、このTPPが発効していくというところが日本の農業にとつてどういう意義があるのか、どういう意味を持つのかというところについて荒幡参考人と作山参考人にお聞きをしたいと思えます。

○参考人(荒幡克己君) チャンスということで輸出に期待する声は農業分野でも部門によつては大変強いわけでございますが、一方で、全く逆に非常に不安で、どんな輸入品が入ってくるんじゃないかということでも危惧をしているところもあるわけでございます。むしろ大勢としては後者の方が多いわけでございます。その認識がやはり私は重要だと思っております。余り、チャンスだ、輸出だという、それもいいんですけれども、やはり現場の声は逆方向でございまして、非常に不安、一体どうなるんだろうということが主たる流れだと思えます。

そこを説得する際に、説得するといいますが、理解を得ていく際に、余り、輸出だ、チャンスだということだけではなくて、やはりしっかりと地に足が付いたような政策をやっていくんだということを説明していくことが農業生産の現場にとつては一番重要じゃないかなと思っております。是非その方向で進めていただければと思っております。

以上でございます。

【委員長退席、理事福岡資麿君着席】

○参考人(作山巧君) 御質問いただいた件ですけれども、国内への影響の話とそれから海外にどう出していくのかという二つの話があると思えます。

それで、TPPが発効して国内への影響につい

てですけれども、私は先ほどの配付資料で申し上げましたけれども、影響はそんなに私自身は大きくないと思っておりますが、それが農家の方にかなり過大に受け取られている面があるんじゃないかというのが私の考え方です。

三つの試算を示しましたが、一番最新の試算というのは、TPPでは完全撤廃しなかった品目がかなりあるわけですから、それを反映させていますので実態はそれに近いんじゃないかと私自身も思っていますけれども、農家の方はそう思っていないというところなので、そこが問題だという御指摘をしたわけです。

輸出の方につきましては、私自身は輸出は大変結構なことだと思っておりますし、この機会に是非伸ばしていくべきだというふうに思っておりますけれども、輸出についても過大評価されている面が多分にあると思うんです。

たまたま手元に資料があるので申し上げますと、日本の農林水産物・食品、二〇一五年の輸出先、上から順番に挙げますと、香港、アメリカ、台湾、中国、韓国ですね。このうちTPP参加国はアメリカだけなんです。アメリカの農産物の関税率は五%です。一番の香港はゼロなんです。ですから、香港は自由貿易をやるのがやるまいがもう最初からゼロだということですね。片や、その三番目の台湾は関税率一七%、中国一五%、韓国五三%ですので、これ東アジアと自由貿易をやった方がはるかにメリットがあるわけですね、農林水産物の輸出に関して言えば。

ですので、私は、ただ、TPPで輸出に取り組むというのは、それに取り組むことによつてTPP参加国以外にも体制ができることなわけですね。ですから、TPPで輸出が拡大するというのは私は余りその実態を反映していないと思っております。むしろTPPを契機にほかのところ、アジアを中心に輸出が拡大できるような体制整備をする。例えば、検疫を下げてもう協議をする、残留農薬基準について早く変えてもらうとか、そう

いうことに地道に取り組んでいくことが重要だということに考えています。

○佐々木さやか君 農家の、また生産者の皆さんの根強い不安というのは私もいろいろな方面からお聞きをしております。その点についてきちんと受け止めていかなければならないというふうにも思っております。

ただ、今の作山参考人の御説明の中でいろいろ御示唆いただきましたけれども、国内の農業に対する影響について参考人御自身はそう大きくはないのではないかと考えているというふうにもお話しがございました。そういうふうにも感じられる、思っている理由についても少し御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○参考人(作山巧君) 今の御質問の件でしたけれども、私の資料の二ページでは農林水産業全体への数字しか示されておりませんけれども、一番大きな理由は、T P Pの合意ではお米の市場開放が非常に限定的にとどまっているというのが理由だと思っています。

私の二ページ目の二〇一五年の試算では二千億円しか減らないということになっているわけですが、お米はアメリカとオーストラリアから最終的に八万トンぐらいしか買わないわけですね。同じ量の国産米を買い上げるということになっていますので、影響はほとんどないだろうと思います。

片や、影響が大きいものとしては、政府の試算でもそうですが、一番大きいのは牛肉、豚肉、乳製品の順番になっていますので、地域的な偏りが非常に大きいということです。全国的にならずと米作農家が非常に多いですから、平均的には影響は少ないと。ただ、例えば北海道とか九州ですと畜産農家の方が非常に多いので、そういうところには影響は大きいでしょうし、御心配なさっている生産者の方も非常に多いと思いますので、私の結論は、全体的に見ると少ないけれども地域的な影響はあるというのが私の考えです。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。

先ほど、荒幡参考人からお話しいただいたときに、農家を始め生産者の皆さんに理解を得ていく際には地に足の付いた政策を行っていくということをしつかり説明していくべきだと、このようにお話しいただきました。このT P Pに関連した国内対策につきましては、政府としても様々取組も行い、また検討しているところでございますけれども、そうした地に足の付いた政策というものに荒幡参考人としてはどういふものが一番重要だと感じていらっしゃるか、また、政府の現在の国内対策に対する評価なども併せてお聞かせいただければと思います。

○参考人(荒幡克己君) これ二つございまして、一つは、やはり経営そのものを安定させるという政策が一つと、あと、長期に、例えば研究開発で生産性の高い農業が実現するような機械化体系であるとかあるいは青種であるとか、この両面かと思っています。

後の方はさておきまして、前者の方なんですけれども、こちらの方で、特に私、最近、私も結構現場を回ったりしておりますので感じておりますのは、専門的な経営が多くなっております。そうしますと、秋の資金繰り、これが非常に大変なんです。日本の政策は今まで、農家がほかの小企業とかと同じように資金繰りに困るという感覚が余りなくて、したがって、補助金等の支払の時期が非常に、秋の一番肝腎なときに支払われなくて、例えば最近のもろろの補償関係の支払も十二月末までというのが多いんですね。

ところが、農家の場合は、農産物ができてから十二月初め辺りといういろいろな支払をしなきゃならないわけですよ。例えば、借地をしていれば、その地主さんへの支払は十二月の半ばとか初めになります。ところが、資金が下りののが後になるというところで、私も実はおととい千葉県の農家へ行きましたら、いや、実は資金繰り大変なんです。銀行から借りない駄目なんです。というところを言っておりまして、やはりこの対策をしつかりやらないとまずいかなと。

こういうのがまさに私が言った地に足が付いた政策でございまして、例えば、比較しますと、アメリカですね、アメリカは一九三三年以来担保融資制度というのがございます。これは、もう十月にできた時点ですぐにお金が出るということで、なぜこの制度がそれ以来、ルーズベルトのときにできて以来もう八十年以上続いてきたかといいますが、秋の資金繰りが楽なんです。すぐお金を出してくれる。

こういった観点を是非今後重視していただきたいと思っております。こういうイメージを持っているのが私が言います地に足が付いた政策でございまして。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。

荒幡参考人の今日の冒頭の発言に関連して幾つかお聞きをしたいんですが、まず、世界の農産物貿易の長期的傾向ということで御説明をいただきました。農産物でも双方の貿易が今後どんどんいくだろうと。まず、その双方の貿易が進んできた理由として、食文化の交流、高品質、低品質等の製品差別化とその生産分担等と、こういうお話でございました。

やはり今後の長期的な日本の農業ということを考えていくときに、こういった今後どうなっていくのかということに私も関心があるものですが、こちらと教えていただいたんですが、この高品質、低品質等の製品差別化とその生産分担、特にこの生産分担というのが今後世界の中でどういうようになっていくのか、またその中で日本はどういう立ち位置といいますか役割を果たしていくことが期待されるのか、また日本としてどのように戦略的に取り組んでいければいいのかと、この点について御示唆をいただければと思います。

○参考人(荒幡克己君) 高品質のものと低品質のものを、例えば先ほどの説明では、アメリカが牛肉を日本に輸出を迫ってくるんですが、同時に実は大量の輸入国である、アメリカは牛肉の大量輸入国であるというお話をいたしました。アメリカも恐らく初めは特に何でも国産ということでは

作っていたと思うんですけども、日本という市場があるので、そこにステーキ用の牛肉を、アメリカの作る中では比較的高品質のものを輸出していいじゃないか、そっちの方がもうかるというところでシフトしてくるわけでございますね。

一方で、コンビーフ用というのは、いわゆるグラスフェッドといまして、草を食べて育てた牛肉でございますので、余りステーキにするというところ、その役割が分担されてきたということがございまして、例えばほかの例を挙げますと、スペイン辺りは非常にオレンジの生産が盛んな国でございまして、果汁はブラジルから輸入する、青果を、生のものをほかのヨーロッパ諸国に輸出していくというような形でオレンジ部門が発展しているわけでございます。こんな感じで、恐らく世界の貿易はその方向に進んでいると。

〔理事福岡資麿君退席、委員長着席〕

日本もまた同じように、牛肉でも、攻めの農業といえますのは、いわゆる霜降りの上位の等級の牛肉を輸出していくと。現にW A G Y Uというブランドが世界的にも名前が通っているということでございます。場合によっては、オーストラリア辺りが本当の和牛ではないオーストラリア産の和牛を一部の市場には出しているというようなことで、非常に、何といいますが、高級、中級、低級、低品位といいますが、どんどん分かれてきているのが現状でございますので、そこを踏まえて日本がいかに戦略的にやっていくかということでございます。それから、高品位のものを作ればいいというだけではなくて、中ぐらいのが入ってくるのをこれはいかにコストダウンして防衛する。非常に階層性が出てきているということをも十分認識して、戦略的にやっていく必要があるなと思っております。

○佐々木さやか君 そのお話の後に、日本の農産物の競争力を強化していくことが重要だ、その中で、特にやはり海外市場では価格に反応しているわけであるから、コストダウンということが重

要だと、このようにおっしゃっていただきました。

私も、勉強になるとともに、しかしながら、そのコストダウンというところで、日本がほかの国々、例えばアメリカですとか、そういった大きな国と競争していくというのはかなりハードだなどという印象も正直なところ受けたんですが、このコストダウンというところで日本が戦っていくにはどのようにしていったらいいのかとお考えでしょうか。

○参考人 荒嶋克己君 おっしゃるとおりで、完全にコストで例えばアメリカを下回る、これはもうほとんど不可能に近いわけでございます。

ところが、アメリカからこちらに来ますと、運賃、諸掛かりとがありますので必ず何らかの価格はアップします。しかも、国産にはそれだけで安心というような一つのプレミアムがあるということとで、何といえますか、コストで勝たなきゃ無理なんだというふうに諦めないで、差を縮めれば何とか拮抗できるんだと、こういうことでやっていけば、現にそれ、できている部分もあると思うんです。

ですから、私が言いますコストダウンで競争力というのは、決して相手にコストそのもので勝つんじゃないで、いい線に行くところまで引き下げていくということでございまして、それをまたやる余地は結構あると。先ほど言いました、例えば稲作であれば直まきにする、あるいは作期を分散させるとか単収を上げる、いろんな方法まだございまして、是非やっていただきたいなと思っております。

○佐々木さやか君 残り時間が少ないので、最後に一問だけ作山参考人にお聞きしたいんですが、消費者や国民の理解というのが重要だというお話、先ほどされました。私もそう思っておりますが、やはり日本の農業の多面的機能の重要性ですとか食料安全保障というものを実現していくためには、国産のいいものを選んで買っていたかという点も重要になりますし、やはり国民の皆様は国産品、農業への理解を深めていただく、

これは非常に重要なことだと思っておりますけれども、この点について最後にお伺いしたいと思えます。

○参考人(作山巧君) 簡潔に申し上げますと、今、日本では農林漁業者の方も非常に少なくなっているんです、やはり農林漁業者の方、農業団体の方から消費者への理解を求めるといふ活動をもっとやる必要があると思うんですね。

私は、たまたまですけど、農水省に勤務中、ヨーロッパに三回駐在したことがありまして、合計八年ですけれども、ヨーロッパの例を見ますと、特にスイスとかフランスとか、消費者の方、国産の方が三倍高いけど国産の卵を買いますよとか、スイスではそういう運動があるんですけども、なぜそれができるかというところ、農家が守っている景観が非常にいいわけですね。それによって世界中から観光客が来るわけですね。それによって所得が得られるということがあるので、農業の価値を国民の皆さんが共有されている、なので高い価格を払っていいと。そういう循環を日本でもつくっていいことが大事じゃないかなというふうに考えております。

○佐々木さやか君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

今日は、三人の参考人の方、本当にありがとうございました。

それで、私からまず最初に、磯田先生にお聞きしたいと思えます。

TPPというのは生きた協定というふうに言われていて、それで、なぜ生きた協定と言うのかという点なんかもめぐって、実は、私も先日、TPP協定の中ではTPP委員会というのがつくられると、それで、いろんな作業部会とかたくさんつくられて進めていくわけけれども、国会との関わりについても、必ずしも、どういふ場面でも国会がそこに関与できるかということもよく分からない部分もあるということもあり、このパスは乗ってしまつたらどこに連れていかれるか分からないじゃないかというふうに言いましたら、総理

が、私が運転席に座っているから大丈夫だという話もされたんですが。

非常に重大な中身が含まれていると思っております。先ほど磯田先生のお話の中で、たくさんのごとが話をされたんですが、農業の市場開放についても、協定、関税率表だけで済まない危険性の問題もありましたし、それから、その次のところで、食の安全のところでも、規格、基準、表示の問題など、追加的な協議のメカニズムということがある。それで、先ほどちょっと議論になりましたけれども、SPS、今までWTOにもあったけれども、予防原則が排除されているということも全く今までと違うということなんですけれども、一つには、この予防原則が外されるとあるかということをお聞きしたいのと、なぜこれを排除したんだというふうに思われるかということをお聞きしたいと思います。

○参考人(磯田宏君) 釈迦に説法になろうかとは思いますが、予防原則という考え方は原理的には、科学的には完全に危険性が証明されていないけれども相当程度にリスクが潜んでいる可能性が否定できないと、こういう言わばグレーゾーンと云えるような部分について、更に科学的な分析等が進んで、後にやはり相当程度の高いリスクがあるということが分かった段階まで放置しておくという考え方は付かない。したがって、あらかじめ予防的にそれは止めておいて、後でそれが白だということになれば、そこで安心して皆さんが消費すればいいわけですし、いや、やっぱり黒だったということであれば、予防しててよかったなと、こういう考え方があります。

他方、アメリカなどに代表されるのは、冒頭に申し上げましたように、基本的にはその時点で科学的に十二分に徹底的に危険性があるということ、これが証明されない限りは規制すべきでないという、こういう考え方がありまして、これが現在のWTOの協定を結ぶ際には、アメリカ側と当時のEC側とでぶつかり合って、その一種の妥協として、

WTOのSPS協定ではそれが条件付ながら入れられたと、こういうふうに認識しております。

今回それが外されたというこの意味するところは、先ほど成長ホルモン入り牛肉の例を出しましたが、あの例が一番分かりやすいと思っております。あの例が、少なくともEU側の食品の安全性のリスクを分析評価する委員会では、これは相当に禁止すべき高次のリスクがあると、こういう結論を得ているわけですのでそれを禁止している。その足掛かりになっているのが、WTOのSPS協定では条件付ながらそれを認めている。その結果、両者の紛争の最終的な決着は、EU側がホルモンの牛肉については無関税でアメリカ、オーストラリアから受け入れる、そういう枠を作ったそれをどんどん増やしていく、こういうところで折り合いを付けているわけですね。

したがって、それが、その文言が一切ないという今回のTPPについては、そういうグレーゾーンを予防的に止めておくという手段をこれから取るうとして、それは禁じられているということの意味しているというふうに考えております。

○紙智子君 もう一つお聞きしたいのは、四番目のところでお話をされたアメリカの通商促進権限のTPPA法、これアメリカで可決をされているわけですが、後にも、この問題をめぐって、やっぱり安倍総理は再交渉を、新しい例えば大統領から再交渉を迫られてもそれは拒否するんだというふうな言われているんですけども、このアメリカの法律に基づきますとそういうことが通用するのかどうかというのを考えざるを得ないということなんです、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(磯田宏君) 確かにこの特別委員会でも安倍総理大臣が再交渉には応じないということを繰り返して、しかも極めて強い口調でおっしゃられて、私も是非そうあってほしいというふうに願っております。確かに、アメリカ側も協定の本文や譲許表そのものを書き換えるとい

う意味での言わばオフィシャルな再交渉というのは、幾ら何でもそう簡単にはできないというふうを考えております。

私がここでより具体性があるというふうに心配しておりますのは、例を挙げますならば、例えばSBSの国別枠ということで、アメリカについては最終的に七万トンですか、その追加枠をやった。これは確かに、契約が成り立たなければ入ってこないという意味では義務でないのは確かですが、アメリカは当然これを最大限達成するということを追求しているわけで、そのために、アメリカ、豪州それぞれとの間で国際約束を構成する文書を交わして、国際価格を反映した政府買入れ予定価格を設定したとか、円滑な運用というの

はつまり全量落札消化という、アメリカ側からすれば当然そういう解釈になりますけれども、そのために、最低マークアップ水準を妥当な考慮を払えとか、三年のうち二年消化できなかったらマークアップを一五%下げると、こういうことがあっているわけでございまして、例えば、国際価格を反映した政府買入れ予定価格を設定していますか、あるいは円滑な運用のために最低マークアップ水準に妥当な考慮をしていますか、そのためのはつきりしたアメリカに目に見える手段を取っていますかと、こういうことを例えばこの大統領の確認過程で迫られてきたときにどうするか。

これは、明文上の再交渉要求ではないかもしれませんが、内容的には義務でないはずのものが限りなく義務に近づいていくことになりかねない、そういうような例が例えばですけれども挙げられるのかというふうに考えております。

○紙智子君 もう一つお聞きしたいんですけれども、ISDSの問題についてはこの委員会でも議論になっているところですが、この仲裁廷の問題点ですね、先ほど先生が紹介になられたんですが、濫訴防止というところを取っているの、濫訴防止の対策を入れているのこれについては心配ないということも言われていますし、日本が

アメリカから訴えられることはないのだということも、やり取りの答弁の中で政府の側からは出されているんですけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○参考人(磯田宏君) 私も、訴えられることがないという希望的観測についてはそのとおりで、同意でございます。ただ、そのとおりになるというふうな保証は何らないというふうに考えております。

若干補足しますと、その濫訴の防止ということもあるんですけれども、それ以前に、例えば内国民待遇とか待遇に関する最低基準、ここには公正衡平待遇という概念が含まれているんですが、例えば、こういうことの義務に違反した措置を日本国なら日本政府が外国投資家に対してとった場合に、ISDSに訴訟を起こされ敗訴される可能性が極めて高まるわけですが、じゃ、その内国民待遇、具体的には、同様の状況において自国投資家よりも不利でない待遇を外国投資家に与えなければいけないという、例えばこの同様の状況とは何かということとは協定文を幾ら読んでも分からない、あるいは待遇に関する最低基準、これも分からないし、とりわけ公正衡平待遇という概念は協定文を幾ら読んでも分からない。

そうすると、じゃ、それは誰がどういう解釈を下すのかというのは、結局仲裁廷に事実上、まあ俗な言葉を使わせていただければ丸投げされている。しかも、判例主義がないということもございまして、そういう意味でいうと、ここにも、その協定だけでは全貌がつかめない、一種の追加的に市場開放、非関税措置の開放を次々と迫られていくメカニズムが内包されていると、こういうふうにご覧いただいております。

○紙智子君 ありがとうございます。

では、次に作山先生にお聞きしたいと思えます。先ほど、国会決議との関係で、これが国会決議を守ったとは言えないんじゃないかというお話もあり、実は、私もそこところは何度もこの質問の中でもやり取りをしてきていて、やはり除外

又は再協議というふうに書かれて、それができないときには撤退も辞さないというのが国会決議なわけですから、先生は最初から除外というところが含まれていないという話をされていたと思うんですね。

それで、初めからやはり全てのものをテーブルにのせなければいけないことがあって、それをもし拒否して除外ということを言ったとしたら交渉にはそもそも入れなかったという話をされたことがあるんですけれども、ということは、そのことが分かりながら、なぜその国会決議で入れたのかということ、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(作山巧君) 今の御質問ですけれども、まず、先ほど申し上げましたように、私は農水省兼内閣官房在職中にTPP参加国との協議に参加したわけですから、その結果は公表されています。特に、二〇一二年一月から二月にかけて当時の九か国を全部回りまして、私はそのうち六か国行きましたけれども、除外は認められないというふうな明確に言っている国が幾つもありました。それは、民主党政権下ですけれども、公表された資料にちゃんと書いてあります。ということですね。それはかなり非常に強い意見だったと思います。大勢がそうだというような発言もあったと思います。

次に、国会決議の方ですけれども、さすがにそこ、国会で決議されたもので、私ごときがそれを解釈するのは大変僭越な話で、正直よく承知しているわけではないんですけれども、私がいいますに、TPPの二〇一三年四月の国会決議というのは、基本的にはやっぱり二〇〇六年十二月の日本とオーストラリアのEPAの国会決議をベースに作られたものですね。途中でいろいろ議論があつて豚肉が加わったりとかしているわけですから、やはり私の解釈ですけれども、TPPの交渉参加時には大変大きな懸念もあつたわけですので、恐らく、特に農業生産者を中心としていうけれども、除外が認められるのであれば、今までの

日本のEPAと同じようなことで交渉できるのであればそれはやむを得ないかという意見が恐らくあり、そういう決議ができたのではないかとこのように思っています。

ただ、決議ができたのは二〇一三年四月で、実際に日本が参加したのは二〇一三年の七月ですから、そのときの条件がどうだったかというのは、私は残念ながら二〇一三年三月三十一日に農水省を退職しておりますので、そこについては残念ながらコメントできる材料はございません。

○紙智子君 ちよつと悪考えをすると、分かつていたのに除外又は再協議ということを決断して、決議を守るという話がずっと続いていたわけですが、それが、交渉の結果は例外を確保したと、したがって皆さんとの約束を守れたというのは、これはもう私ははつきり国民に対して違ふと、裏切りとも言えるというふうな言わざるを得ないんですけれども、そういう国会決議をめぐる問題をめぐっては、やっぱり私は、これは最終的には国会で結論をいうことでもあると思うんですけれども、しつかりとそこを踏まえてやらなきゃいけないというふうに思っているところです。

もう一つは、荒幡参考人にお聞きいたします。それで、私ずっとあちこち回って歩きます。それで、北海道出身なんですけれども、やはり現地を回って歩きますと、TPPは非常に恐ろしいという話が出され、特に北海道の場合は規模拡大ということがずっと強調され、どんどんやっぱり集約されていいますか、小さな規模の農家がなくなっていくって大規模化してくる、専業化している。しかしながら、TPPになった場合には、これ外国との競争になっていくとなると、価格を下げていくという競争にもなり、そうすると、一番大きなダメージを受けるのは、実は小規模とか中規模じゃなくて、大規模なところがダメージを受けるんだという話をよく聞かれます。

私は、やっぱりこれまで日本が歩んできた道としていけば、多様な農業とか多面的な機能とか、そういうことで随分重視されてきたと思うんです

けれども、TPPというのはそれとは一致しないんじゃないかと、相反するんじゃないかと思うんですけども、荒幡参考人のお考えを聞きたいと思っています。

○参考人(荒幡克己君) 今のお話ですね、私も実は、このTPPの影響がどういふふうに出るかという話が出たときに、ある人は中山間地と言ったんですけども、それ以上に、十勝の平野とか、やはりそういうところが一番打撃を受けるんじゃないかとすぐに思いました。そのとおりの懸念が現在にあるということも承知しております。そうした中で、私の印象としては、最低限の、何といいですか、当面の大打撃を回避して時間がある程度稼いで、その間にしかるべき対策を打っていくという期間は持てたかなと思っておるわけなんです。

そこで、今のお尋ね、多様な農業ということですけれども、これは、日本の中でどういう農業というよりも農村政策を選択していくかという問題ではないかと思えますので、TPPに入るからそれが成立しないという話ではないんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、議員のお話にありました、大規模が打撃を受ける、専業が打撃を受ける、これはもうもつともだと思えますので、やはり日本の農政自体を、少しそこにもう焦点を当てていくということは是非やってほしいなと思っております。

以上でございます。

○紙智子君 残り三分なので一人一分になりますけれども、今、アメリカの大統領選挙の結果、やっぱりTPP反対の国民的な世論が背景にあるということや、アメリカだけではなくてEUとアメリカの協定でもそうですし、そういう多国間企業、環境、雇用が脅かされるという懸念が広がってきていると。ISDSに対する批判もあるというところで、そういう世界の動き、流れについてどうお考えかということを一言ずつ最後にお聞きしたい。

て、終わりたいと思います。

○委員長(林芳正君) 残りが限られておりますので、簡潔にお願いいたします。

○参考人(荒幡克己君) 確かにそういう懸念はございますが、私はむしろ、だからこそ自由貿易の方向で、日本経済の繁栄を確保していくためにTPPなりなんんりの自由貿易の方向に持っていくべきであると思っております。

○参考人(作山巧君) 簡潔に申し上げますと、ヨーロッパについてはそういう貿易に懸念を持つという声は非常に強いと思えますね。たまたま私、去年五月にドイツで講演を頼まれたんですけども、TPPについて日本の状況の話をしたら、ドイツの人は、ドイツも日本と全く同じだというふうに言っていました。ただし、アメリカについて言うと、トランプさんの考えは正直よく分かりませんけれども、ああいうTPPの多国間の協定は嫌いかもしれませんけれども、二国間の協定で国益を最大限アメリカが良ければいいという形で打ち出してくる可能性は排除できないと思えますので、日米FTAが求められるとか、そういう可能性はあると思えます。

○参考人(磯田宏君) まず、自由貿易ということなんです、それを輸出入ということと考えるならば、いろいろ議論のある政府の出された試算でも、TPPのGDPに対する寄与率ということで、輸出〇・六%に対して輸入マイナス〇・六%ですから、物の貿易でGDPが上がるという試算は政府ですらされていないわけですね。それが一点。

それから、今起きている、世界中で、イギリスのEU離脱あり、トランプ候補の勝利あり、あるいは韓国での今の大統領に対する猛烈な辞任要求あり、それらは、その根底には、現れ方にはいろいろ違いはあっても、行き過ぎた自由貿易至上主義あるいは新自由主義、行き過ぎたグローバリゼーションが累積させた矛盾に対する、それが、格差や貧困化であったり、農業の衰退であったり、地域社会経済の弱まりであったり、こういう

ものに対する危惧、懸念、こういうものが噴出してきている。

日本にはその兆候もあるわけですけども、しかし日本政府は、WTOのドーハ・ラウンドの開始に当たって、行き過ぎた貿易至上主義の是正、多様な農業の共存という、そういう意味では先駆的な理念を高く掲げておられたわけですから、その先駆的な高い理念を今後も是非堅持していただきたいというふうに思っております。

○紙智子君 ありがとうございます。

○片山大介君 日本維新の会の片山大介でございます。

今日は、三人の先生方から貴重な御意見をいただきました。また、私は事前に先生方の文献も読ませていただきました。大変参考になりました。

それで、日本維新の会の考え方をちょっとお伝えしておきますと、維新の会はTPPには賛成の立場です。その上で、政府がTPP対策大綱として出してきた農業対策については、これは反対なんです。というのは、まだまだ物足りないからということなんです。

今日は、その点を踏まえて、あと先生方からお話があった点について何点か気になる点もあります。したので、お伺いさせていただきたいと思えます。それで、それぞれの質問について三人の先生方からお答えをいただけて、それでその違いとかも勉強させていただければというふうに思っております。

まず、荒幡先生がおっしゃった農産物の双方向の貿易、私もこれすごく必要で大切だと思っております。政府は今、二〇一九年に輸出目標一兆円を掲げています。たしか去年が七千四百億余りだったと思うのでこれは恐らく実現はできると思うんですが、私はそれでもまだまだ足りないんではないかと思っております。

日本というのは、輸入が極端に多くて、その分輸出が少ない。純輸入額というんでしょうか、これが世界各国から見ても突出的に高い、中国に次いでぐらいたったような気がするんですけども、

ですけれども、これ五十年前を見てみると、日本は欧米各国とほぼ同じような輸出額を誇っていた。これが、この五十年の間にイギリスは二十倍ぐらい、ドイツは七十倍ぐらいになったの日本は十倍ぐらいいしが増えなくて、その結果、日本は輸出に対して若干後ろ向きになっていったということなんですけど、これはなぜだということに思うのかというのと、これをなくしていくためにどのような具体的な政策を取っていけばいいかと思っております。

○参考人(荒幡克己君) 五十年前の数字、私ちょっと把握していませんが、確かに思いますが、更には言うならば、例えば茶とか、これはもう戦前は花形輸出品目だった時代もあったわけでございます。

それで、じゃ、今後どうしたらいいかということですけども、何と申しますか、やはり輸出自体が視野に入っていないかということと衰退した面も大きいかなと思えますので、今回こういう輸出にもという話が、結構目が向きつつありますので、かなり意識が変わってくるんじゃないかなという期待もできます。

ただ、冒頭の説明でも申し上げましたが、量的には、私はそんなに、しかも性急に、例えばの話、米であれば、今生産調整をやっているんですが、これをやめて、作りたいだけ作って、百万トン、二百万トン輸出しようというふうな御意見をもちの方もあるんですが、これはちよつと無理かな。少なくとも、五年、十年のうちにそんな数字にはならないという認識はしております。

量は少なくともとにかくやっていく、それで少しでもいいから伸ばしていく、そこに元氣のもとといいますが、出ると。そこが輸出戦略の一番キーポイントではないかなと思っております。

○参考人(作山巧君) 片山先生の御質問の趣旨は、日本だけな輸出の伸びが少なかったのかと

いうことだと思えますけれども、二点あるかと思えます。

一点目は、やっぱり円高が進んだことということですね。私、最近、ちよつと試算をしたことがありまして、過去十年ぐらいのデータを使うと、一円四安が進むと、日本の農林水産物の輸出二十五億四ぐらいい伸びるんですよ。そういう関係があります。ですから、先生は過去五十年とおっしゃいましたけど、長期的に見ると、三百六十円からいつときは百円を切るぐらいまでなっているわけですから、そこは非常に不利だというのが一つですね。

もう一つは、荒幡先生がおっしゃった輸出も輸入もするというのは、専門的な用語では産業間貿易というんですけれども、ヨーロッパがこれが伸びている理由は、同じような嗜好がある所得の高い国が隣にあるからですね。ヨーロッパの場合ですと、ドイツの隣にはフランスもありますね、近くにはイタリアもあり、海を渡ればイギリスもあります。

所得が上がると、これは私の専門でもあるんですけれども、所得が高くなると違ったものを少しずつ消費したいという傾向が出てくるわけですね。すると、ヨーロッパの中では、例えばチーズなんかは非常に豊富なわけですけれども、ある日はフランスのチーズ、次はドイツのチーズ、そのまた次はスイスのチーズというような消費の仕方をするわけですけれども、残念ながら日本にはそういう国は今まで周りになかったわけですね。日本だけが超先進国、ほかはみんな開発途上国ということですので。最近輸出が増えている一番の理由というのは、日本の周りにも日本と同じような嗜好を持つ高い所得の人が出現したからと、シンガポールであるとか台湾であるとかということ。二つの要因が一番大きいと思っています。

以上です。

○参考人(磯田宏君) この莫大な農産物、食料純輸入額を少しでも是正するというところでございました。これには、輸入を減らせるのかということ

と輸出をどこまで増やせるのかと、当然両面あるかと思っています。

私の方から言うところとちよつと意外かも分かりますが、輸入をこれから減らしていく、量なり金額を減らしていくというのは、これは、今までの経緯はもう作山参考人言われたことが大きく影響していると思えますが、今後この輸入を減らすということは、正直申し上げて非常に困難であるというふうに言わざるを得ません。よほど国境措置をより強化するとか、あるいは国内対策を強化するというところでないと、まあそこまでやっても、私の見通しとしては、これ以上増やさない、逆に言うところ以上国内生産を減らさないというのが精いっぱい努力目標になってくるのが現実的かなというふうに考えております。

他方、輸出を増やすということは私も一定可能と考えております。先ほど申し上げましたように、世界の消費者も二極化が進んでいて、富裕層が作山参考人言われたようにこの近隣でも増えております。その一例として、数年前に米の商業的輸出が数百トンレベルから一千二、三百トンにほとんどジャンプアップしたときがありました。そのとき、具体的な調査対象の名前は伏せますが、ある大手の輸出を扱っている業者さんと東北のある大きな米の産地の農協さんが組んでそれを牽引されたわけですが。

結論として申し上げたいのは、やっぱり富裕層の香港だとかシンガポールとか、あるいはヨーロッパのあれこれの都市だとかでも競争になつて、荒幡参考人が言われたように、例えばカリフォルニア産米のジャボニカ系の高級米とそこそこ価格競争ができて初めてそれなりに増えていくと。それから逆算した生産者の手取り価格は玄米六十キログラム当たり八千五百円なんです。この現実を見たときにどう考えるかと。この八千五百円のコストで成り立つ稲作経営が日本できれるのかどうかと。かといって輸出補助金をやるわけにはまいりませんよね。その辺が、輸出がどこまで増やせるのかということを見定めるときの、

米の事例ですけれども、一つのポイントになってくるというふうに考えております。

○片山大介君 ありがとうございます。私、次に聞きたかったのがまさにその価格競争力のことについて聞きたかったんですね。

それで、価格競争力を上げてコストダウンする。要はそれで価格を下げて、それでたくさん単収を伸ばして売っていくことなんです。ただ、これは農家の皆さんにとっては、やはり米の価格が下がるというのはすごく抵抗感が絶対にあるはずなんです。今の農家の皆さんの普通の平均所得というのは大体四百万前後ぐらいだと思いますし、今企業がリースの土地所有をしながら、企業の参入は徐々に増えてきていますけれども、そこで働いている就労者の方の賃金というのも物すごく低いわけですね。

だから、そうした中でコストを下げて、それで価格競争に立ち向かっていけばいいと言っているのが、価格を下げることは抵抗感すごくあると思います。これに対してはどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○参考人(荒幡克己君) おっしゃるとおり、価格は農家にとつてはやはり高ければ高いほどいいわけなんです。ところが一方で、高いとマーケット自体、特に海外でも縮小してしまうし、また、逆に外から入ってくるものに対する抵抗力も弱くなるということ。私の考えは、逆方向にどんどん上げていくというのはやはり得策ではないんじゃないかなと思っております。一方で、暴落も良くない。これはやはり特に専門的な経営ほどこの影響を受けますので。

内外の状況を見つつ、コストダウンと併せて、でき得れば、先ほど八千五百円という話がありましたが、あの辺を目指して少しずつ下げていく、それがコストダウンを伴ってできれば、何といえますか、可能性が広がっていく戦略かなと思っております。

○参考人(作山巧君) 御質問の件ですけれども、まず価格競争力の件ですけれども、米に例えてい

いますと、私は、米自身は日本が国際的に競争力を持つのは非常に難しいと思っているんですね。実際日本が、輸出の例を出しますと、輸出が多い品目というのは牛肉とかりんごとか緑茶とか、要するに土地が狭くてもできるものなんです。ですから、日本が、委員の方々から御指摘ありますけれども、土地が狭いけれども高品質の技術があるとか労働力があるというのは日本の強みなので、アメリカやオーストラリアと同じことをやる必要は全くなくて、元々日本の農家が強いことをやればいいというのが私の考えです。

ただ、例えば、米は土地利用型農業といえますけれども、そういうものの価格競争力をどうするんだという議論もありますので、私の考えは、先ほどちよつと出しましたけれども、大規模農家とか生産組織対象にして、思い切つて直接所得補償を導入するというのがいいと思います。

ただ、問題は、政府が補償してくれるということ、そのコストダウンのインセンティブが下がるという問題があるわけですね。ですから、例えば、最初はそれをかなり手厚い単価で直接所得補償を導入して、徐々に単価を下げていくという形にすれば、生産者の方にも規模を拡大をし、生産コストを下げ、単価の低下に対応して生産性を上げるといふインセンティブも与えられるということとは可能じゃないかと思っています。

○参考人(磯田宏君) 輸出との関連でということもございましたので、ちよつと米について少しだけ追加いたしますと、先ほど八千五百円ということがありました。日本再興戦略で御案内のように、二〇二三年度、今から八年後に九千六百円を目指すと言っているわけですが、これ自体も水稲作付面積十五ヘクタール以上が一括でしか捉えられないんですが、一万一千四、五百円ぐらいで、この十年間、残念ながらコストが下がっていない。これを八年後に九千六百円まで下げるといふのは極めて野心的な目標である。しかし、かつ、その九千六百円を達成しても八千五百円に届かないということが一点。

そうした中で、先ほど作山先生からもおっしゃったんですが、その直接支払、やっぱり保護政策が大切になってくると思います。今の日本の保護政策というのは、先ほど言ったように、高関税、消費者負担型と、それともう一つ、直接支払交付金ですか、だから一部直接支払、何か二つ、両方なっているという感じで私は考えているんですけど、これをやはり直接支払の方にもう今後には比重を変えていくべきなのかどうか。世界は

しては、関税で高い価格にして守りますということと、直接所得を補填しますというような二つのやり方があるわけですけれども、問題は、その財源の見え方が違うところなんですよ。直接所得補償ですと、一般財源からが原資になりますので、何千億円、何兆円使っているのか一目で分かります。それに対して、関税ですと、見えないうちに輸入品より高い価格を消費者が払っているわけですから、そのコストは見えないわけですね。

長期的であれなくしていく方向を取る、あるいは取らざるを得ないということを前提にすれば、価格支持政策は、国境措置がなくなっていくに従って、もう取りたくても取れなくなっていくと。結局、幾ら国内で価格支持やっても外国からどんどん安いものが入ってくれば価格支持政策は機能しないわけでございますので、それでも国内農業を支えようとするためには、今お二方が言われたように、直接支払型あるいは財政負担型の政策にシフトしていくしかないというふうに考えております。

その場合に、私もその公平感ということも一つのポイントになってくると思います。確かに、価格を高く維持するというのは消費者負担型ですのところで、比較的所得の低い方に負担率が多くなると。ところが、財政負担型にすると、今度は納税という形、納税者という目線での負担になりますの

まず、安全基準についてでございますけれども、残留農薬、食品添加物、成長ホルモン、遺伝子組換えなどにつきまして日本とEUを比較しますと、EUは人体への影響を配慮して、使用基準、また輸入基準が大変厳しくなっています。それに対して、日本は国内での使用は禁止しているものの、輸入する食料、食品、また原材料についての基準は大変甘いといった状況でございます。

べきだというふうに考えますが、現在のEUのこの安全基準の状況を再度御説明をいただきたいとともに、日本はなぜ輸入に対しては基準が緩んでしまっているのか、また、今後日本はどうすべきなのか、また、TPPに加盟した場合、さらに食の安全についてどのようなことが予想されるのか、その点についてまず磯田先生に御意見を頂戴したいと存じます。

○参考人(磯田宏君) 最初におわびしますけれども、EUの食品安全行政そのものについては、申し訳ないんですけども、私自身がきちっと研究しているわけではないので、その領域についてお答えすることはできませんので、控えていただきます。

ただ、EUの基準そのものあるいは表示制度が、EUの方が、御指摘のとおり、成長ホルモンであったり添加剤であったり、あるいは遺伝子組換え食品であったりについて、基準そのものや表示の制度のものが厳しい、日本より厳しいものがあって、それはその差がなぜ出ているか、あるいは日本が歴史的に見てだんだん緩和する方向に向かってきているのはなぜかという御質問についてですが、一つは、先ほど言ったように、EUは独自の機関を持ち、そしてそれを基準にしてWTOのSPS協定にも依拠しながら独自の政策を貫徹しているということがあって、日本は、これは長年にわたってアメリカから、TPP以前の長年にわたって歴史的に通商代表部等の貿易障壁報告書等、あるいは日米構造協議等々のいわゆる経済交渉という中で様々なプレッシャーを受ける中で、必ずしもアメリカの基準というわけではありませんが、いわゆる国際的な基準に、より高いものは国際基準に合わせるということを、アメリカのプレッシャーも受けて基本的には進めてきたということの結果であるというふうに認識しております。

TPPは、そういう方向を強めさせられ、それをEU的な方向に進路変更するということを著しく困難にする協定だというふうに認識していると

ころは先ほど申し上げたとおりでございます。

○青木愛君 ありがとうございます。

今、表示義務のお話がありました。表示義務についてお伺いをさせていただきます。また磯田先生にお答えをお願いしたいと思います。

アメリカやカナダ、オーストラリアなど主要な牛肉の輸出国では、牛を短期間で飼育するために、日本では禁止をされている肥育ホルモン、また塩酸ラクTOPアミンというものを与えています。しかも、日本ではそうした牛肉を輸入をして販売また提供する際に、そうしたものを使っているという表示をする義務がありません。また、遺伝子組換え食品に関しましても、その加工の段階でDNAやたんぱく質がなくなってしまうものについても表示義務がありません。例えば、遺伝子組換えで作られた大豆やトウモロコシといったものを輸入をして日本でしようゆや油など加工して販売をしたとしても、それを表示する義務がありません。意外とこうした状況を知らない消費者が多いのではないかと思います。

消費者が安全、安心の食品を選択できるように最低でも表示というものを義務化するべきではないかというふうに思いますけれども、日本の食品表示について、またTPPの影響につきまして御意見をお願い申し上げます。

○参考人(磯田宏君) これから日本の消費者利益を守るために、表示の在り方について先生御指摘のことは私も全く同感でございます。

ただ、問題は、TPPが発効した場合にそういう条件がどこまで可能かということに、繰り返しになりますが、私の冒頭陳述の中でもややはしよって触れたわけですが、強制規格、任意規格、適合性評価手続、こういったものの作成、ここに表示も含まれてくるわけですが、これに他国の者を参加させ、意見提出をさせ、かつそれらを考慮する義務というものが課されてくるわけですね。また、他国の強制規格や適合性評価結果といったものについて、例えばアメリカならアメリカ、カナ

ダならカナダ、オーストラリアならオーストラリアでなされているものを、向こうでの基準をクリアしていればそれを相互に承認していくということも促進するというのがうたわれているわけでございます。

そういうことがうたわれている協定が発効するとすると、現在以上に、先生御指摘のような表示義務を例えば成長ホルモンについて付けたとなると、じゃ、それは科学的根拠があるのかということと争われて、EUはできたけれども、アメリカやオーストラリア、カナダとの関係ではTPPのSPS規定に従わざるを得ませんので、それを突破してなおかつ表示義務をする、まして輸入禁止措置をとるといふことなどは極めて困難な協定であるというふうに言わざるを得ません。

○青木愛君 ありがとうございます。

先ほど質問に出ておりましたけれども、科学的根拠と予防原則について磯田先生にお伺いをしたいのと、今質問をさせていただきます。食の安全基準あるいは表示義務、また今から質問する点について、もし御所見があれば荒幡先生また作山先生にも是非意見を述べていただけたら有り難いと存じます。

この科学的根拠と予防原則、安全性に関する総理や大臣の御答弁の中に科学的根拠という言葉が頻繁に使われております。科学的に害があることを実証できない限りそれまでは禁止しないという考え方、総理も大臣も取っておられます。これに対する言葉として予防原則というものがある、先ほど磯田先生からも御説明ありましたように、危険があるかもしれないと予測される限りは実証されなくても規制しておくという考え方であります。

この科学的根拠を取っている日本に対して、日本人はモットではないかという言葉が出回っております。症状が現れたときには既に手遅れということになります。消費者の立場に立てば、やはり予防原則を適用すべきであると考えております。ヨーロッパでは予防原則の立場を取っている

というふうに聞いておりますけれども、この科学的根拠また予防原則については是非御意見を伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○参考人(荒幡克己君) 確かに、EUとアメリカ、大分安全性に対する意見の食い違いがあるというのには承知しております。ただ、私の認識では、今回のTPPに関しましては、それで日本の安全、食品安全性の政策等に大きく変更をもたらすものではないというふうに認識しております。

いずれにしても、EUで予防原則でかなり、何といいますか、非常に強い規制があるという事実は私たち日本でも十分認識していく必要があるかなと思っております。

○参考人(作山巧君) 今の御質問の件ですけれども、TPP協定における食の安全、表示の問題ですけれども、まず予防原則という概念、これはWTOのSPS協定の五条七項に書いてあるわけですから、TPPのSPS章にないというのは事実ですね。そういうことで御心配なさる方が非常に多いというのはよく分かりますけれども、私は次の二つの点で、先ほど申し上げましたけれども、TPPのSPS章で食の安全が損なわれるとかその表示義務がでなくなるといふことはないんじゃないかなというふうに思っています。

一つ目の理由は、TPP協定というのは、既存の国際協定、具体的に言うところ世界貿易機関の協定ですけれども、それに上乗せする形で作ってあるんです。ですから、一般の方には非常に分かりづらいと思いますが、TPP協定だけを読んでも加盟国の権利義務関係がよく分からなくて、特にSPS章はそうすけれども、WTOのSPS協定をベースに更に加えますという書き方になっていくわけですね。

それで、さっき私申し上げましたように、WTOのSPS協定の権利義務は変えませんが、ただ、手続規定のところはいろいろ追加しますよという書き方になっているので、そういう意味ではWTOのSPS協定の予防原則というのは

まだ生きているわけですね、そういう意味では。日本はWTO加盟国である以上、WTOのSPS協定を適用する権利はあるわけですから。

二つ目は、これはもうちょっと解釈めいた話になりますけれども、交渉が妥結後の日本政府の文書を見ますと、SPS章のところとTBT章のところは、文書は今手元にありませんので概略ですけど、日本の食の安全が損なわれるような規定はありませんとか、遺伝子組換え食品の表示義務の変更を迫られるようなことはありませんというふうに書いていますね。これは、私も参画協議に従事していたときに大変消費者を中心に懸念があったところで、そこはやはり交渉の中では日本政府はかなり慎重に交渉したというふうに思うんですね。

公務員OBとして申し上げると、政府が文書で書くということはかなり自信がある証拠で、よっぽど自信があるから文書に書いているんだらうなというふうに思いました。逆に言うと、私は、TPPの本質というのは、関税のところは異常に厳しいというのがTPPの本質だと思っていますので、ルールのところはそれほど厳しく切り込まれているわけではないのではないかとこのように思います。

以上です。
○参考人(磯田宏君) これは作山参考人と理解あるいは解釈の違いもあるかと、含まれていると思うんですが。
私は、繰り返しますが、WTO以上になっている。予防原則が書いていないのは、WTOに書いてあるからそのまま使えますよ。日本は、仮に発効したとしてですけども、TPPに加盟していないほかのWTO加盟国については、当然、WTOのSPS協定で対処していくことが可能だと。しかし、WTOに加盟しているかしていないかにかかわらず、TPPの加盟国に対してはTPPのSPS章で書かれていることがベースになる、ならざるを得ないという理解をしております。

それは、ある意味では、例えば関税障壁についても、TPPは明らかにWTOで日本が示した関税面での譲許を大きく上回ることをしているわけですが、じゃ、WTOの引き続き加盟国であるからWTOの加盟国としての権限を行使できるのかというところ、決してそういう法構造にはなっていないというのが私の理解でございますので、その点はやはり違ってくるというふうに理解しているところでございます。

○青木愛君 大変貴重な御意見をありがとうございます。
次は、作山先生にお伺いをしたいと思います。

先ほどの意見陳述の中で、経済以外の効果について政府の説明が足りないという陳述がございました。政治的、戦略的な側面、効果についての御指摘がありましたけれども、その点についてももう少し踏み込んだ具体的な御意見をいただきたいと思っております。今回、やはり国の主権が脅かされるということで、ISDSについて大変批判が高まっている中で、今後TPP締結されなかったと、不発に終わったとしても、FTAが結ばれる可能性もあるところでございます。FTAにもこのISDS条項というものがありませんけれども、グローバル企業の利益を優先したISDSを修正して、人々の健康あるいは地域環境といったものを優先に置いて、そうした考えに基づくものにして修正をして自由貿易の道を広げることができないものなのかなという、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(作山巧君) 御質問の一番目ですけれども、最初の意見陳述では、私はTPPの政治的、戦略的評価というふうに申し上げましたけど、時間の関係で余り御説明できませんでした。

私がここで政治的の申し上げているのは、安全保障上と言い換えてもいいのかもしれませんが、安全けれども、例えば日米同盟を強化するとか中国に対する牽制効果というのがあると思います。実際、安倍首相も、TPPが交渉が妥結したときだったと思いますけれども、要するに、法の支配とか民主主義というような価値を共有する国とのTPPの協定というのは日本の安全保障上にも大変効果があるというふうにおっしゃっていますね。

必ずしも必要じゃないんじゃないかなというふうに思っています。

それはどうということかと、何というかな、思想的な理由で反対しているわけではなくて、そもそもISDSというのは、日本企業が途上国に投資をしたときに、途上国が勝手にルールを変えたりして工場を接収されたりとかいう投資の不安定さがあるというのが原因なので、基本的には、日本の企業からしたら途上国と結ぶときには、日本企業からしたら途上国と結ぶときには、ASEANとの協定でもフィリピン以外は全部入っています。片や、日本やアメリカのような高度な先進国で、司法がしっかりしている国が恣意的な司法判断をするというのは考えられませんので、それであれば別にISDSは必要ないわけですね。

ISDSがどうしても必要というのであれば、別途二国間の投資協定を結ぶとか、やり方はいろいろありまして、日本も、EPAでISDSを結ぶとか投資協定で結ぶとか、入っていないものもありますけど、いろんなやり方があるので、それが本当に必要な国同士なのかということをよく考えて選択的に使っていく。私が見る限り、TPPでISDSにこだわっているのは、そういうことは交渉している方は分かっているんですけど、一回外す前例をつくると次のFTAをやるときには入れなくなるので、そういう面が非常に大きいのではないかと考えています。

○青木愛君 大変貴重な御意見をありがとうございます。
時間はまだありますでしょうか。(発言する者あり) 済みません、不慣れで。
ありがとうございます。今日は食の安全について中心に伺わせていただきました。この食の安全を確保するためにも、やはり安心、安全な食料を自ら生産をしていくことが大変大事だということに思っております。

荒幡先生にも是非御意見を伺いたかったのですけれども、また機会があったらお願い申し上げます。

いと存じます。

ありがとうございます。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

今日は、本当に私、勉強になりました。ありがとうございます。

まずは、荒幡先生、お願いしたいと思っています。

私、このTPPというドラスチックな政策的な判断が農業の世界を変えてくれるんじゃないかという一筋の光を見出しております。実は私、構造改革特区の評価・調査委員といたしまして、まさに規制改革、そして構造改革に打ち込んできたわけですが、なかなかこの農業分野というのはそういう力を使つたとしても風穴が空かないというところで大変苦労した覚えがございます。

ですから、このTPPの農業の議論をするときに、まず、日本の農業の基盤強化策ということに忘れてしまつたらこれは本当にバランスが悪い、しっかりとこれは両軸として動かしていくんだつたら動かしにくいべきだという考えを持つております。

そこで、先ほど先生からプレゼンをいただきましたときに、大規模農家の方が財務体質が弱く、小規模農家の方が財務体質が強いという御説明があったかと思ひます。しかし、こういう中で、若者が参入をして更に農業を活性化していくというわけにはいかないと思うんですね。これからはやっぱり株式会社でしたりシステム化する、様々な業界の力を借りて農業を活性化する策というのが私はこのTPPの中でも重要となつてくると思うんですけれども、先生の御意見をいただきたいと思いますでしょうか。

○参考人 荒幡克己君 今のお話にありました若い人が参入するかしらないかですね。ここで、私も新潟辺りに行つて話を聞きますと、やはり法人だと安心感があるということはよく言われます。そういう意味では、法人経営がどんどん育つていくということは若い人が就農することの受け入れやすさにつながることで期待をしておるわけござ

います。

ただ、その大きなんですけれども、私がイメージしておりますのは、新潟辺りでも見ておりますのは、ある先進的な経営者の方が家族経営からスタートして二、三人雇用して、若い人も受け入れて五人目、六人目という、そのくらいの規模でございます。そういう経営が結構今育つてきつたありますので、そういう経営を、先ほど言いましたけど、育つてきているんだけれども実は脆弱性があるんだということで、そこをサポートしていくという辺りが政策のターゲットかなと思つております。

今の議員のお話にありましたもう一方は、もつと大企業の参入という話だと思ふんですけれども、これにつきましては、例えば経営ノウハウであるとかそういうことを、むしろ、今言いましたような農業を土台にしてきた五、六人の法人が積極的に入り入れるという方向が肝要かなと思つておりまして、実はその例として、今年の農林水産祭の天皇杯を取りました愛知県の鍋八農産というのがございますが、これはトヨタの先進的なノウハウをどんどん入れているということで、こういった姿が理想的なんじゃないかなと思つております。

○薬師寺みちよ君 荒幡先生、ありがとうございます。私、選挙区、愛知でございます。愛知は本当に今元気がいいんです。

実は、トヨタということで、皆様方、製造業というふうになんか置かれるかもしれないけれども、もう日本一の私は農業国だと思つておりまして、やはりこういう農業という発想だけではなく、いろいろな皆様方の発想を借りて、農業をいかに活性化させていくって食の安全を獲得していくかという視点に立たない、いつまでたつても高齢化の問題であつたり小規模農家の問題であつたりというものが解決できないのではないかな。

私も、日頃からあの辺りを歩きまして、いろいろな農業の展開していらっしゃる皆様方にお話を伺うんですけれども、若い方がやはりもつともつと

参入してきて、私どもにも新しい農業を教えてほしいとおっしゃる農家の方が多いんですね。ですから、是非是非そういった、こういったことがきっかけとなつて、今回法案が通るかどうかは分かりませんが、もつとその農業の在り方というものに立ち戻つて、しっかりとしたビジョンを今こそ日本は持つべきではないかと思つていますので、是非お願いをしたいと思っています。

というところで、私も歩き回つて感じるんですが、やはり農業の風景であつたり環境といったようなものが農業の多面的な機能として今再確認されようとしております。農村の環境の保持であつたり生態系の保持といったものは大変これ重要だと思ふんですけれども、TPPによる農業の成長とともに、私はこもしっかりと守つていかなければならないと思つておりますけれども、荒幡参考人と磯田参考人、本当に両立するものなのかどうなのか、御意見をいただけますでしょうか。お願いいたします。

○参考人(荒幡克己君) 今、環境ということで、具体的には、例えば多面的機能を発揮して洪水防止機能であるとかそういうことが発揮できるような、中山間の棚田とか、そういうことを維持するという内容をイメージされているのかと思うんですが、両立可能だと私は思つております。

私の意見陳述では、主として産業政策としての側面からの政策だけに絞つてお話ししましたが、その一方で、地域社会の維持としての観点も重要でございます。この観点から見ますと結構地域差がございます。東日本、それから愛知県辺りは非常に意欲的な担い手がたくさんおるわけですが、西日本の方はかなり本当に担い手としてではなくて深刻でございます。こういったところでは棚田自体も維持できなくなつてつあるというところがございます。

この辺で、じゃ、どうやっていくかというのが一つ悩みなんですけれども、ここで、棚田のその一つ、何といいますか、世界遺産のような形で維持する、こちらも大事なんです、それさえも

できなくなつてしまふような地域で、例えばの話、放牧とか、余り水田としての維持にこだわらないのも一つの方向かと思つておまして、現に農水省の施策の中でも結構そういう水田の畑地化とかいう方向も考えられておるようでございます。この環境、多面的機能の維持というの、少しその担い手が多い少ないとか、その辺も含めてきめ細かく見ていかないといけないなと思つております。

いずれにしても、両面から見て大いにそれは両立しなければならぬ政策目的だと思つております。

○参考人(磯田宏君) 私も、多面的機能と構造改革というものが両立するかどうかという点については、これは一つは農業基盤の在り方、風土的なものを含めた農業基盤の在り方、それと政策、この二つによって両立できる場合もあるし、下手をすると両立できないということの両方があると思ひますので、そこを非常に慎重に見極めていく必要があると思ひます。

例えば、アメリカやヨーロッパの特に畑作農業で極めて集約的な農業をやつていた時代には、農業生産を振興すれば振興するほど環境に負担を掛ける、そういう意味では多面的機能という観点からするとマイナスの影響を与えると。そこで、農業を粗放化する、あるいは生産から撤退するというところにむしろ積極的に政策的な後押しをするような直接支払等をして、そのことによって多面的機能を維持する、あるいは環境を維持するということを進めてきたかと思ふんですね。

他方、日本にも、水田農業だけじゃなくて、畑作農業、あるいは樹園地農業、草地農業でございますけれども、一応水田のことを取りあえず焦点を当てますと、日本の場合、もちろん水田でも過度な集約、不適切な集約化、こういうことによって水質汚染等の問題が起きることもあり得ますけれども、大きく言えば、多面的機能のうち、水田を中心として農業生産をやつていふことを通じて、それが、両方が、結合生産というふうによ

く私どもは申し上げますけれども、結合することによって農業生産が維持されることによって多面的機能の発揮も維持される、こういう側面がございますので、そういう意味では、農業生産を増進する、あるいはその担い手を強化するということは、単にコストを下げるということにのみ偏るのではなくて、農業生産そのものが、中山間地域も含めて維持すること自体が多面的機能、多面的機能は大きく言えば、大ざっぱに言えば中山間地域の方がより多く担っているわけですので、中山間地域でも農業生産が維持可能な施策というものを打てるかどうかということに、両立可能かどうかということが大きく懸かってくるんじゃないかというふうに認識しております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

実は、愛知県、先ほど取り上げていただきましたけど、棚田で日本百選に選ばれるぐらい大変きれいな場所もございます。私もそこ、参りましたところ、もう機械が全然入らないぐらいの面積しか、一反はないものですから、実は私も手で一緒に稲刈りをさせていただいたんですね。そういうものをやっぱり体験すると、本当にこれで、高齢化していく農業の中でこういったところがだんだん廃退していくことの大変危機感を持った次第でございます。ですから、今日、先生方からいろいろ御意見もいただきましたので、そういう側面につきましても私も更に取り組んでまいりたいと思っております。

ところで、作山先生に伺わせていただきたいと思ひます。

先ほど、いろいろお話を伺わせていただきました。今回のTPPの交渉若しくは政府の情報の開示の在り方という、反省すべき点ということが大変数多く挙げられたわけがございます。今回、TPPの交渉で反省すべき点というのは反省をしなければならぬ、また、それを次に生かしていかないと私は思っております。

同じ轍を踏まないために、今回先生がこの部分というものの、しっかり守っていかねばならぬ

い、若しくはしっかりと開示していくべきだろうと感じていらっしゃるところがございましたら教えていただけますでしょうか。

○参考人(作山巧君) 今の御質問の件ですけれども、冒頭の意見陳述ではTPP協定の本身には余り意見を申し上げなかったんですけれども、それはなぜかと申しますと、私自身はかなり難しい条件の中で交渉自体はかなり頑張ったのじゃないかなというふうに思っているからなんです。先ほど申し上げましたように、日本が参加したときにいろいろな条件を突き付けられていますから、交渉をする方はやっぱり本当に大変だったと思います、ある意味手足を縛られて交渉するようなものなんです。そういう中では、農産物の中でも二割ぐらい関税撤廃をしないものがあるとか、そういうものは制約の中でした交渉としてはかなりよくできていると思っております。

ただ、片や自動車の方でいうと、攻めの方でいうと、アメリカの自動車の関税は二十五年、三十年撤廃されないで、そこは非常にどうなのか。私が政府でTPPをやっているときには、TPPをやめるのは、韓国とアメリカが自由貿易協定がありまして、韓国の自動車は来年アメリカに無税で輸出できるようになるんです、それに追いつくためなんだという説明をさんざん受けた覚えがあります。二十年、三十年先ではあれは何だったのかという思いがあるわけですから、そういう意味では農業の守りの方を中心に、特に交渉結果はそんなに悪くないと思っております。

ただ、先生の御質問に答えて言いますと、そういうふうに政府は政府なりにせっかく頑張ったんでしょけれども、先ほど申し上げましたように情報公開のところから余りうまくいっていないので、生産者の方、国民の方からは余り評価されてないんじゃないかということですね。具体的に言うと、政府はやっぱり何か隠しているんじゃないかというふうに生産者の方は非常に強い疑念があります。

私もいろんな調査で学生と一緒に地方に行った

りますけれども、例えば農業団体の方でも、全レベルの方は政府と密接にコンタクトを取っていらつしやるんでしょから、まあしょうがないかなという方も多いんですけれども、県レベル、市町村レベルになると、どうもだまされたような気がする、どうもよく分からない。やっぱりそういう形で自分が納得できていないものですか、前向きなところになかなか進めないというところがあると思うんですね。

やっぱり農業の方々はかなり政府を信頼されて、元々は信頼されていたんでしょから、裏切られた、だまされたという気持ちがあるのかに、ある限りなかなか前向きな改革には進めないと思いますので、そこをしっかりと納得していただいで、TPPが発効するならそこはしょうがないんでしょから、前向きな改革を進めていくということにつなげていく、そういう意味で納得感のある説明をする、コミュニケーションをするというのが一番の反省点じゃないかと思っております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

作山先生、実はもう一点聞きたい点がございます。生産者の皆様方もそうでしょうけれども、私も女性として、いわゆる家庭に帰れば台所に立つ身でございます。こういった消費者もまだまだ政府の説明に対して納得感というものが及んでいないからこそお母様方が大変心配をしていらつしやいます。そういうところに関しまして、どのような点を納得していただければいいんでしょうか。まだまだ政府は隠しているんじゃないかというふうに疑念を持っていられる点というのは、作山先生、その消費者の立場でいかがでしょうか。

○参考人(作山巧君) 今の御質問に関してですけれども、実は、TPPに限らず自由貿易とか貿易を自由化するということについてアンケートを取りま

すと、古今東西、女性の方の反対が強いんですね。これは、日本でもアメリカでもそうです。その理由はよく分かっているんですけど、やっぱり

り女性の方が家庭を持っていられつしやるのか、お子さんに食事を準備するとか、そういうこととおありなんでしょう。そういう意味で、食の安全には関心が高いんだと思ひますけれども。

片や、TPP協定の本身というのは、さつき申し上げましたように、非常に技術的なものでなかなか説明は難しいと思うんですね。先ほど議論にもなりましたけれども、TPPもそうですけど、最近ではWTOの協定があり、あと二国間の協定もあり、さらにTPPがありということで、例えば日本とシンガポールの間なんかですと三重、四重に協定が重なっているわけですね。ということなので、その全体像が分からないと食の安全への影響もよく分からないというところが出てきますので、そこはやはり分かりやすい説明に心掛けるということに尽きるところなんですけれども、やはり消費者の方が疑念を持ちそうなのところに具体的に回答するというのが大事じゃないかと思ひます。

先ほど議論になりましたホルモン牛肉の話についても、TPPという話が出ますと食品安全全てが一緒くたにして議論されてしまうわけですから、でも、今まで既に流通しているもの、TPPで変わるものというのをよく仕分をして説明していくことが大事なのではないかと思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

荒幡参考人にお伺いさせていただきたいと思ひます。これ、最後の質問になると思ひます。TPPのメリットを見て批准したとしても、やはり最終的に守るべき分野というものが考えられるかと思ひます。もちろん、この農業の分野についてもそうだと思うんですけども、最終防衛ラインというのはどの辺りだと考えていらつしやいますでしょうか。お願いいたします。

○参考人(荒幡克己君) 守りの方でございますが、大幅に国内生産が縮小するようなことは避けたいわけでございますが、それが当面はとにかく確保されておるといことで、最終防衛ラインは確保できていると考えておりますが、そこから先

は、やはりある程度自助努力といいますが、競争力を高める努力次第かなと思っておりますので、少なくとも現時点では確保されているというふう

に認識しております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

やはり、今の荒幡参考人のお答えからありますように、私も、TPPの議論というのは、貿易というだけの話ではなく、やはり農業をどう構築していくのかという議論を忘れて先に進んでしまつてはならないと思っております。ですから、この日本という国自体を考える上で、やはり私どもが培ってきた英知というものをこれからしっかりと先に進めていかなければならない。古いものを守るというだけではなく、新しいものを取り入れながらブラッシュアップしていくような構造改革につきましても、私、今後議論をさせていただきたいと思っておりますので、是非、今日の議論、私、今後もしっかり先生方の本も読ませていただきますし勉強したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今日はこれで終了いたします。ありがとうございます。

○中山恭子君 日本のこころの中山恭子でございます。

今日は、先生方に非常に真摯な御意見をお聞かせいただきまして、心から感謝申し上げます。

TPPの中でも農業問題、非常に重要なポイントでございますし、私自身、一九九九年から二〇〇二年まで中央アジアの国、ウズベキスタン共和国の特命全権大使を務めておりました。ウズベキスタン共和国というのは、ユーラシア大陸のシルクロードのちょうど真ん中にある国でございますが、食料自給率はほぼ一〇〇%あります。砂糖の一部について輸入しないといけないということだと聞いておりました。

ソ連に含まれておりましたが、ソ連時代にはモスコの食料庫と言われておまして、そこで住んでおりました。又は政府の方々と話をしておりました。やはり食料について全く心配がない

国、非常に人々も心が安定しておりますし、対応するときに、例えば日本に対しては先端の技術、そういったことを是非取り入れたい、日本の発展を見習って自分たちも経済を立て直していきたいという思いがありますが、食料品については全く心配していない。そういう政府、それからその国の人々というのが非常に安定した形で存在しているということをお願い知らされたところでございまして、それに比べると、日本の場合の食料自給率、もちろんぜいたくをしていけば幾らでも変わってくると思いますが、基礎的な食料自給率が低いということについて、遠いところから日本で大丈夫なのかと心配しながら過ごしたという思いがございます。

今日はTPPの中の農業問題、本場に貴重な御意見いただきました。ただ、もちろん当然、今言われたことですが、トランプ次期大統領、共和党になった場合、共和党も強いわけですので、このTPPが発効できるかどうかということも心配な点でございます。

そういった中で、日本としてはTPPの承認をしますよという形で進むのが、ほかの手がなければそういう形でもいいのかなどと思ひながらはいるんですけども、例えば、報道ですけれども、ニュージールランドからは、米国議会がTPPを承認する可能性はゼロに近いとか、メキシコの経済相は、米国の承認手続を待たなければならぬという今の規定を米国抜きでTPPを発効させるようなそういう可能性を追求してはどうか、またオーストラリアからは、中国、インドが参加する例のRCEPを追求する方がいいのではないかと、またペルーの大統領は、中国、ロシアまで含めてアジア太平洋地域の協定が最善の策であろうというような話が流れてきております。

私自身、日本としてはやはり自由貿易を進めなければいけない国であることを考えますと、TPP発効を進めることが最善の策だろうと思っておりますが、先生方に、そういった場合、どうしても多国籍協定でなければならぬのか、

工業品も含めてです、不要とお考えになるのか。二番目に、アメリカを説得した方がいいとお考えか、又はFTAでいいのかどうか。

三番目に、アメリカ抜きでこのTPPを発効させるという、メキシコの方がおっしゃっているような形があり得るのか、それが成り立つのか。

四番目に、豪州、オーストラリアやペルーの方がおっしゃっているような、中国を入れて動いた方がよいとお考えになるか、又は中国、ロシアまで入れた形での可能性というのが成り立つのか、それが日本にとってよいのかどうか、お答えいただけたら、済みません、突然のお願いかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○参考人 荒幡克己君 率直に申しまして、私は二国間より多国間が可能であればその方がいいのかなと思っております。特に、中国は大変外交的にも難しい国だということを聞いておりますし、また、農業分野に関しても相当アメリカとはまた別に全く違った形で影響力がございしますので、何といいますが、改めて十分注意をして交渉していく必要があると思っております。

結果としては、今のTPPのような形がもし可能であれば、それがいいのかなというふうに思っております。

○参考人 作山巧君 今の御質問の件ですが、私はいろいろな交渉に従事してきましたので、ちょっと一つずつお答えしたいと思っております。

一つ目は、TPPは十二か国の多国間合意なわけですが、その一番のメリットというのはルール作りができるということですね。世界貿易機関の交渉も全然進んでおりませんので、日本やアメリカも含む太平洋の十二か国がいろいろなもの、電子商取引とかいろいろありますけれども、投資とかWTOにならぬルールを作ると、そこ

は非常に影響力がある。それに対して、二国間で日本とアメリカだけしか適用されませんので、大同土ではあるんですけども、広がり感はないというところの違いがあると思います。

二つ目のそのアメリカを説得できるかどうかというところでございます。私は十分な情報を持っているわけではありませんが、これまでの報道等を見る限り、なかなかアメリカが、次期共和党政権が改心するのは難しいんじゃないかと思っています。

というのは、アメリカも、実はアメリカがTPPに一生懸命になったというのはオバマ政権になってからでありまして、ブッシュ政権が終わるときにTPPに入るといふふうに言ったんですけども、それはもうブッシュ政権がほとんど終わりのときだったので、議会に通知しても任期が切れたというような形です。

さっき申しましたように、オバマさんは恐らく、アメリカがアジア太平洋に回帰するとか、アジアでグレートパスをつくって中国に対抗するとか、そういうそのTPPの対中国戦略上の、安全保障上の側面を非常に重視されていたと思うんですけども、私が見る限り、トランプさんは、むしろアメリカの国益が大事なんだと、そういうグレートパスで中国に対抗するというのは、日本とアメリカの貿易で赤字が出ていくのがよくないのだと、日本にもっと買わせてアメリカは余り買わないというようなことをおっしゃっておりますので、まあなかなか難しいのではないかと思います。

三つ目として、アメリカなしで十一か国でTPPを発効させるというような報道、今特にペルーでAPECの首脳会議などをやっておりますので、そういう報道も承知しておりますけれども、私はもう実現可能性ゼロだと思ひます。それはなぜかと申しますと、やはりアメリカが入っているからみんなが擦り寄ってくるわけですね。民主党政権のときも、野田首相がTPPに入ろうと考えられたのは、やはりアメリカが入ったからですね。

過去の経緯も言いますと、アメリカは、二〇〇八年、ブッシュ政権のときに一回TPPに入ると言って、その後、ただ、オバマさんが選ばれて、オバマさんは一年間ぐらいいちよつと考え直すので

一回やめますというふうに言ったんですね。そのときにやっぱり日本の中の準備も非常に下火になりましたですね。そのアメリカが入らない協定なんか意味ないよねという議論が政府内でもありましたので、やはりアメリカがいるかどうか。

特に、各国の利害を考えても、TPPのメリットというのはアメリカに対して輸出ができるというところが非常に大きいわけですね。TPPのメリットは余りないと申し上げましたけれども、日本の農産品でいうと、その中でもメリットが大きいのは、アメリカに対して牛肉が輸出できるようなところですね。でも、今は高い関税が掛かっておりまして、でも、アメリカが抜けてしまつと、そういうメリットは一切なくなるわけですね。

それに対して、残った国の中には、オーストラリアとかニュージーランドとかいう国が残っているわけですから、そういう国から日本は乳製品などをたくさん買わなきゃいけなくなると。要するに、出てくる場所が何もなく買って買えるものばかり増えるということなので、何のメリットがあるのということになりますね。これは日本だけではなくて、ほかの国も同じことを考えるわけですよ。ということなので、アメリカ抜きでTPPというのはいずれないと思います。

四つ目ですけれども、中国が入った枠組みというのは既にありますね。中山委員もおっしゃったRCEPというんですけれども、ASEANと日本、中国、韓国、それからインド、オーストラリア、ニュージーランドの枠組みがありますけれども、これも非常に難航しているんですね。なぜ難航しているかと申しますと、やっぱりこれはASEANが中心の枠組みなのでなかなか進まないんですよね。建前上、このASEANが運転席に座るといふ標語があるんですけれども、主導するのは俺たちなんだというわけですね、十か国もいるので、主導したくても主導できないんですよ、なかなか進まないんです。それに中国とか

ロシアを入れると、結局彼らにも彼らなりの利害があるので、全く最初から難しい交渉をやることになるので、そこは非常に難しいということなので、結論的には、アメリカと協定を結びたいければ日米FTAをやるのが一番早い、それが好ましいかどうかは別問題ですけども、というふうに考えます。

○参考人(磯田宏君) 時間も限られていますし、あと、もう一つは私の能力の問題もありますので、限られたことにお答えさせていただきますけれども。

まず、どうしても多国間協定がよいという問題なんです、一つ大前提として、WTOが確かに今頓挫しているということからこういう二国間なりあるいは多国間のFTA、EPAが物すごい勢いで増殖し始めるという大きな契機になっているわけですが、じゃ、WTOがなぜ頓挫しているのかというところにもそもそもの一つ目を向けておく必要があつて、これは、ガットのウルグアイ・ラウンドでは、極めて分かりやすく図式化すれば、EUとアメリカがほぼ主導権を握って、お互いに攻めつつ、しかし最後は妥協して、そして作り上げた。その際には形式面も含めて途上国の意見というのが反映される機会がなかなかなかった。

ところが、その後、御案内のように、BRICSを筆頭に途上国が経済的にも多くなつた。加盟国そのものも大幅に増えましたし、その中でBRICSのような新興諸国も台頭してくると。また、それに次ぐ途上国も加入国も多くなつてきている。そうすると、この途上国の、途上国も決して一枚岩ではありませんが、それらの意見を反映されない、最初にWTOをつくったときのような、世界はアメリカとEUでほぼ牛耳るんだという大きな変化の中でどういった状況が、状況が起きているというのが私の、包括的にはそういう認識でおりますので、そういう意味が一つ。それから、二国間であれ多国間、多国間も、少

数国、あるいはTPPやRCEPのように多い国であれ、いずれにせよ、それに入らない国に対しては差別をするという点では変わらない、一種のブロック化なわけですね。そうしますと、それは世界全体に対してはフェアな、それこそフェアなフィールドをつくるという話ではないわけですから、そういう原点はひとつやっぱり押さえた上で議論する必要があるんじゃないかということが一点。

それから、どういう組合せの協定がいいかということはその中身によるのであつて、例えば先ほど農業について言いましたけれども、日本政府が高らかにうたったような行き過ぎた貿易至上主義を是正し、多様な農業を共存する。それは、ほかの経済分野、あるいは社会分野、あるいは人々の制度、政策にも関わると思うんですが、そういう多様性の共存も一方で認めるというような内容の共同体づくりなのか、それとも、そうじゃなくて、格差、貧困を広げるような、特定の利害集団なり多国間企業などがしばしばやり玉に上るわけですが、そういうものの利害が優先されるような、そういう中身なのか。そういう中身の方も、どういった組合せかということもさることながら、どんな組合せであれ中身が何なのかということも重視していくということも一つ極めて重要なポイントじゃないかというふうに思います。

○中山恭子君 貴重な御意見ありがとうございます。まさに、たくさんいろんな問題が特に農業の貿易については絡んでくるなということを感じるところでございまして。

先ほど、オーストラリアの牛肉の話が出ておりました。私ども、視察団の一員として入りまして、オーストラリアのオージービーフを始め、オーストラリアもそうですか、その肉についてのオーストラリアの産業としての在り方のようなものを視察に行ったことがございまして、そのとき、おっしゃられましたように、WAGYUというものが一番最上級のレストランで使われている場合、それは全てWAGYUと、この店はWAG

YUです、KOBEBEです。神戸牛の、神戸牛といつても日本の神戸牛ではありませんで、オーストラリアの言う神戸牛というのが最高級の肉として店舗に出ている。

私がしゃべっていたんでは時間がもったいないと思いますが、ただ、そのときにはもう日本で狂牛病は一切何のあれもなくなっていた時期ですのに、日本からの、和牛といつてもオーストラリアで牧草で育てたもの、それから飼料だけで育てたもの、両方を割合を付けて育てたもの、どれが一番高級かというような話も含めて、WAGYU、オーストラリアで育てた和牛、これがアメリカに輸出されていて、アメリカでも最高級の牛肉はこのオーストラリアからのWAGYUである。日本の和牛、霜降りなどとは全く比較にならないものでございましてけれども、非常に高い評価を得ていた。

そのときびっくりしましたのは、オーストラリアの牛肉というのが工業品と同じような形で輸出産業として成り立っている、もう規格から何から全てが産業になっているという様子を見まして、日本の中で農産品でそういった形で輸出産業として作られている産業というのは見当たらないものですから、その点について荒幡先生のお考え、もう一度お願いいたします。

○参考人(荒幡克己君) ありがとうございます。今お話がありましたように、オーストラリアのWAGYU、大変成長産業でございまして。私の意見陳述の中では、少しオーストラリアの方には何か申し訳ないんですけども、低品位の部位をオーストラリアからアメリカに輸出するという話だけを聞いたんですけども、それはかつての基本パターンなんです、最近ほとんど変わってきまして、日本にももちろんオージービーフはたくさん入ってきます。それと同時に、今おっしゃったように、WAGYUをオーストラリアからアメリカに輸出しているということ、大きく産業として成長しているわけでございます。低品位のみならず、その上の方の品位が結構い

けそうだということで、かなり、したがって、このいわゆる製品差別化といいますが、同じ牛肉の中に階層性があるということを強く意識して、産業として成長する姿をそこに見ますので、非常に日本はまだまだのところがありますので、議員おっしゃいましたように、規格であるとかこういうところの、何といいますが、本当に工業製品と同じような考え方できちっとしたものを出していくんだという意識、これがまだこれからということでございますが、今般の政策の中で結構輸出重視されていることでございますので、量はさておき、そういう意識が出てくることを大いに期待したいと思っております。

○中山恭子君 農業の在り方、いずれ開放されるものでございましょうから、日本としても、農産品を一つずつきめ細かに産品ごとに在り方を検討する必要がある、もう至急やらないといけないことだと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(林芳正君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(林芳正君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、松川るい君が委員を辞任され、その補欠として渡辺美知太郎君が選任されました。

○委員長(林芳正君) 参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会